

## 特例条例による道から市町村への移譲権限・市町村一覧

**<平成21年10月1日施行分まで>**

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
1 政 地方自治法 [法]	1 法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の届出の受理 2 法第9条の5第2項の規定による新たに生じた土地の告示 3 法第260条第1項の規定による町又は字の区域の新設等の届出の受理 4 法第260条第2項の規定による町又は字の区域の新設等の告示	180 各市町村
2 政 旅券法 [法]  旅券法施行規則 [省令]  移譲先市町において第1号、第6号若しくは第7号の申請、第8号の届出、第10号の返納又は第12号の申出(以下「申請等」という。)を行う者が、当該市町の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。	1 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理 2 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認 3 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定 4 法第3条第3項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認 5 法第8条第1項(法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定による一般旅券の交付 6 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理 7 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理 8 法第17条第1項及び第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理 9 法第17条第3項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認 10 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理 11 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付 12 省令第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理 13 省令第3条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であることの確認	30 旭川市、釧路市※1、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市※2、登別市、北斗市、奥尻町、今金町、せたな町、余市町、南幌町、栗山町、枝幸町、遠軽町、上湧別町、白老町、平取町、新ひだか町、芽室町、広尾町、厚岸町※3、浜中町、標茶町※3、弟子屈町  ※1:平成21年7月1日から ※2:平成21年6月1日から ※3:平成21年10月1日から
3 政 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 [法]	1 法第34条第4項の規定による発行手数料の徴収	180 各市町村

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
4 環	墓地、埋葬等に関する法律 [法]  墓地、埋葬等に関する法律施行細則 [規則]	1 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 2 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 3 法第19条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消し 4 規則第8条第1項の規定による経営(変更・廃止)届の受理 5 規則第9条の規定による工事のしゅん工届の受理	177 各市町村(札幌市、函館市及び旭川市を除く。)  (3に掲げる事務のうち施設の整備改善等の命令にあっては、小樽市を除く。)
5 環	家庭用品品質表示法 [法]  家庭用品品質表示法施行令 [政令]  1から5までに掲げる事務にあっては、主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある卸売業者以外の販売業者に係るものに限る。	1 法第4条第1項の規定による表示事項の表示等の指示 2 法第4条第2項の規定による指示に従わない販売業者の公表 3 法第10条第1項の規定による措置を求める申出の受理 4 法第10条第2項の規定による措置を求める申出に関する調査 5 法第19条第1項の規定による販売業者からの報告の徴収 6 法第19条第1項の規定による卸売業者以外の販売業者の店舗等に係る立入検査 7 政令第3条第3項の規定による公表に関する協議(2に掲げる事務に係るものに限る。) 8 政令第3条第4項の規定による指示、報告の徴収又は立入検査の結果の報告(1、5及び6に掲げる事務に係るものに限る。)	180 各市町村
6 環	騒音規制法 [法]	1 法第3条第1項の規定による地域の指定 2 法第3条第3項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示 3 法第4条第1項の規定による規制基準の設定 4 法第22条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出(1から3までに掲げる事務に係るものに限る。)	2 北見市、北斗市
7 環	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 [法]	1 法第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物の届出の受理 2 法第5条第3項の規定による特定建築物の変更等の届出の受理 3 法第5条第4項の規定による労働局長への通知	1 北斗市

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(7のつづき)	4 法第11条第1項の規定による特定建築物所有者等からの報告の徴収又は特定建築物への立入検査若しくは関係者への質問 5 法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する改善命令等 6 法第13条第2項の規定による国の機関の長等への説明又は資料の提出の要求 7 法第13条第3項ただし書の規定による国の機関の長等への通知及び改善の勧告	
8 環	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 [法]	1 法第12条の5第1項の規定による登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問	4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市
9 環	悪臭防止法 [法]	1 法第3条の規定による地域の指定 2 法第4条の規定による規制基準の設定 3 法第5条第2項の規定による意見の聴取 4 法第6条の規定による公示 5 法第21条第1項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請	2 北見市、北斗市
10 環	消費生活用製品安全法 [法]  消費生活用製品安全法施行令 [政令]	1 法第40条第1項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の業務の状況に関する報告の徴収(その主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある者に係るものに限る。) 2 法第41条第1項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の店舗等に係る立入検査 3 法第42条第1項の規定による検査が著しく困難と認められる特定製品の提出の命令 4 政令第14条第2項の規定による報告の徴収、立入検査又は特定製品の提出の命令の結果の報告(1から3までに掲げる事務に係るものに限る。)	180 各市町村
11 環	振動規制法 [法]	1 法第3条第1項の規定による地域の指定 2 法第3条第3項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示 3 法第4条第1項の規定による規制基準の設定 4 法第20条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	2 北見市、北斗市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
12 環 浄化槽法 [法]	<p>1 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出の受理(特定行政庁の権限に属するものを除く。)並びに同項の規定による知事を経由して届出が行われる場合の当該経由機関としての受理及び送付</p> <p>2 法第5条第2項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告</p> <p>3 法第7条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による浄化槽の設置後等の水質検査に係る報告の受理</p> <p>4 法第7条の2第1項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査の受検の確保のために必要な指導及び助言</p> <p>5 法第7条の2第2項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>6 法第7条の2第3項の規定による浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令</p> <p>7 法第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用の開始に係る報告書の受理</p> <p>8 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>9 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>10 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止に係る届出の受理</p> <p>11 法第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃に係る助言、指導又は勧告</p> <p>12 法第12条第2項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善の命令又は浄化槽の使用的停止の命令</p> <p>13 法第12条の2第1項の規定による浄化槽の定期検査の受検の確保のために必要な指導及び助言</p> <p>14 法第12条の2第2項の規定による浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>15 法第12条の2第3項の規定による浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令</p> <p>16 法第53条第1項の規定による浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る浄化槽の保守点検、清掃又は業務に係る報告の徴収</p> <p>17 法第53条第2項の規定による浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る事務所等への立入検査又は質問</p>	<p>176 各市町村(札幌市、函館市、小樽市及び旭川市を除く。)</p> <p>(3から6まで、10及び13から15までに掲げる事務にあっては、 (*1)に掲げる市町村に限る。)</p> <p>(155)</p>

<\*1>

室蘭市、釧路市、帶広市、夕張市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、東神楽町、愛別町、上川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町		
13 環	<b>特定非営利活動促進法</b> [法] <b>租税特別措置法施行令</b> [政令] <b>特定非営利活動促進法施行条例</b> [条例] 2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。	1 法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 2 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認証の申請があつた旨等の公告及び縦 3 法第12条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による不認証の通知 4 法第12条の2において準用する法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取 5 法第12条の2において準用する法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理 6 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登記の届出の受理 7 法第17条の3の規定による仮理事の選任 8 法第17条の4の規定による特別代理人の選任 9 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理 10 法第23条第1項の規定による役員の変更等の届出の受理 11 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証 12 法第25条第6項の規定による定款の変更の届出の受理 13 法第26条第1項の規定による定款の変更の申請書の受理 14 法第29条第1項の規定による事業報告書等の受理 15 法第29条第2項の規定による事業報告書等の閲覧 16 法第31条第2項の規定による事業の成功の不能の認定 17 法第31条第4項の規定による特定非営利活動法人の解散の届出の受理 18 法第31条の8の規定による清算人の氏名等の届出の受理 19 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証 20 法第32条の2第3項及び第4項の規定による意見の陳述及び調査の受託 21 法第32条の3の規定による清算結了の届出の受理 22 法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 23 法第41条第1項の規定による特定非営利活動法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査 24 法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令 25 法第43条第1項又は第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	4 北広島市、新ひだか町、芽室町、標津町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(13のつづき)	26 法第43条第4項の規定による書面の交付 27 法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取 28 法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理 29 政令第39条の23第1項第8号の規定による証明書の交付 30 条例第9条の規定による閲覧場所の指定	
14 環	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 [法]	1 法第5条第3項の規定による第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与 2 法第6条第3項の規定による対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理 3 法第7条第2項の規定による対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第一種指定化学物質の名称の通知の受理 4 法第7条第3項の規定による対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第一種指定化学物質の名称の通知の受理 5 法第7条第5項の規定による対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求 6 法第8条第2項の規定によるファイル記録事項の通知の受理 7 法第8条第4項の規定によるファイル記録事項の集計結果の通知の受理 8 法第8条第5項の規定による通知に係る事項の集計及びその結果の公表 9 法第13条の規定による国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	1 札幌市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>15 環</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 [法]</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 [省令]</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 [規則]</p>	<p>1 法第9条第1項の規定による次に掲げる許可            ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法第7条第5項第1号に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)の捕獲等の許可            イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等の許可</p> <p>2 法第9条第7項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可証(1に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。)の交付</p> <p>3 法第9条第8項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証(1に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。)の交付</p> <p>4 法第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付</p> <p>5 法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理</p> <p>6 法第9条第13項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告の受理(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>7 法第10条第1項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>8 法第10条第2項の規定による許可の取消し(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>9 法第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録</p> <p>10 法第19条第3項の規定による鳥獣の飼養に係る登録票(以下この項において「登録票」という。)の交付</p> <p>11 法第19条第5項の規定による飼養の登録の更新</p> <p>12 法第19条第6項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付</p> <p>13 法第20条第3項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受理</p> <p>14 法第21条第1項の規定による登録票の返納の受理</p> <p>15 法第22条第1項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令</p> <p>16 法第22条第2項の規定による飼養の登録の取消し</p> <p>17 法第75条第1項の規定による法第9条第1項の許可を受けた者に対する報告の徵収(1から8まで及び19から22までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>18 法第75条第3項の規定による立入検査(1から17まで及び19から24までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>19 省令第7条第11項の規定による許可証に係る住所等の変更の届出の受理</p>	<p>180 各市町村</p> <p>(1から8まで、17から22まで及び25に掲げる事務のうち、とがりねずみ科及びねずみ科の全種の捕獲等の許可に係るものにあっては&lt;＊2&gt;、ニュウナイスズメの卵の採取等の許可に係るものにあっては&lt;＊3&gt;に掲げる市町村に限る。)</p> <p>(106)</p> <p>(108)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(15のつづき)	<p>20 省令第7条第12項の規定による従事者証に係る住所等の変更の届出の受理      21 省令第7条第13項の規定による許可証の亡失の届出の受理      22 省令第7条第14項の規定による従事者証の亡失の届出の受理      23 省令第20条第5項の規定による登録票に係る住所等の変更の届出の受理      24 省令第20条第6項の規定による登録票の亡失の届出の受理      25 規則第20条の規定による死亡等の届出(市町村長から許可証、従事者証又は登録票の交付を受けた者に係るものに限る。)の受理</p>	

＜\*2＞

札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、苦小牧市、稚内市、芦別市、紋別市、滝川市、歌志内市、富良野市、登別市、北広島市、新篠津村、松前町、七飯町、八雲町、厚沢部町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、泊村、積丹町、古平町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、浦臼町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、遠別町、幌延町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、美幌町、訓子府町、湧別町、白老町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

＜\*3＞

札幌市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、苦小牧市、稚内市、芦別市、紋別市、三笠市、滝川町、歌志内市、富良野市、登別市、北広島市、新篠津村、松前町、七飯町、八雲町、厚沢部町、乙部町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、泊村、積丹町、古平町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、浦臼町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、遠別町、幌延町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、美幌町、訓子府町、湧別町、白老町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
16 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">環</span> 北海道胞衣及び産 わい物処理条例 [条例]  北海道胞衣及び産 わい物処理条例施 行規則 [規則]  2以上の地域保健法第 5条第1項の政令で定 める市(以下この項にお いて「政令市」という。) の所管区域にわたる収 集処理事業又は保健 所と政令市の所管区域 にわたる収集処理事業 に係るものを除く。	1 条例第3条の規定による処理所の設置又は収集処理事業の経営等の許可 2 条例第5条第1項の規定による処理所設置者又は収集処理事業の経営者に係る報告の徴収又 は立入検査 3 条例第6条の規定による処理所の設置若しくは収集処理事業の経営の許可の取消し又は処理所 の使用若しくは収集処理事業の経営の停止の命令 4 規則第2条第2項ただし書の規定による管理人の変更の届出の受理 5 規則第3条第2項の規定による収集処理事業の使用処理所の所在地等の変更の届出の受理	5 札幌市、函館市、小樽市、 旭川市、北斗市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
17 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">環</span> 北海道公害防止条例 <small>[条例]</small>  北海道公害防止条例施行規則 <small>[規則]</small>	1 条例第25条又は第26条の規定によるばい煙発生施設、紛じん発生施設又は汚水等排出施設(以下この項において「ばい煙発生施設等」という。)の設置等の届出の受理 2 条例第27条の規定によるばい煙発生施設等の構造等の変更の届出の受理 3 条例第28条の規定によるばい煙発生施設等に係る構造等の計画の変更又は廃止の命令 4 条例第29条第2項の規定によるばい煙発生施設等の設置等の制限の期間の短縮 5 条例第30条の規定によるばい煙発生施設等の設置者の氏名の変更等の届出の受理 6 条例第31条第3項の規定によるばい煙発生施設等の設置者の地位の承継の届出の受理 7 条例第33条第1項の規定によるばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る構造等の改善等の命令 8 条例第36条第1項の規定による粉じん発生施設に係る使用の一時停止等の命令 9 条例第37条第1項及び第2項の規定によるいおう酸化物に係るばい煙を排出する施設に関する燃料使用基準に従うべき旨の勧告及び命令 10 条例第79条第1項の規定によるばい煙発生施設等に係る報告の徴収又は立入検査(1から9までに掲げる事務に係るものに限る。) 11 規則第14条の規定によるばい煙発生施設等の設置等の届出の受理書の交付 12 規則第15条の規定によるばい煙等発生施設設置等に係る工事等の実施の制限期間の短縮通知書の交付	9 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、北斗市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
18 環 北海道公害防止条例 [条例]  北海道公害防止条例施行規則 [規則]	<p>1 条例第40条又は第41条の規定による騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設(以下この項において「騒音発生施設等」という。)の設置等の届出の受理</p> <p>2 条例第42条の規定による騒音発生施設等の数等の変更の届出の受理</p> <p>3 条例第43条の規定による騒音発生施設等に係る騒音等の防止の方法の改善等の勧告</p> <p>4 条例第44条第2項の規定による騒音発生施設等の設置等の制限の期間の短縮</p> <p>5 条例第45条の規定による騒音発生施設等の設置者の氏名等の変更等の届出の受理</p> <p>6 条例第46条において準用する条例第31条第3項の規定による騒音発生施設等の設置者の地位の承継の届出の受理</p> <p>7 条例第48条第1項及び第2項の規定による騒音発生施設等に係る騒音等の防止の方法の改善等の勧告及び命令</p> <p>8 条例第48条第3項の規定による改善等の命令に基づく改善措置の実施の届出の受理</p> <p>9 条例第48条第4項の規定による騒音発生施設等の使用の一時停止の命令</p> <p>10 条例第49条の規定による騒音、振動又は悪臭の大きさ等の測定及びその結果の記録の要求</p> <p>11 条例第57条第2項の規定による事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべき旨の命令</p> <p>12 条例第59条第1項の規定による特定建設作業の実施の届出の受理</p> <p>13 条例第59条第2項の規定による特定建設作業の災害時等の実施の届出の受理</p> <p>14 条例第60条第1項及び第2項の規定による特定建設作業の騒音の防止の方法の改善等の勧告及び命令</p> <p>15 条例第68条の規定による拡声機の使用の制限等に係る違反行為の停止等の勧告</p> <p>16 条例第79条第1項の規定による騒音発生施設等に係る報告の徴収又は立入検査(1から15までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>17 規則第20条において準用する規則第14条の規定による騒音発生施設等の設置等の届出の受理書の交付</p> <p>18 規則第21条において準用する規則第15条の規定による騒音発生施設設置等に係る工事の実施の制限期間の短縮通知書の交付</p>	180 各市町村 (9) (悪臭発生施設に係る事務にあっては、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶広市、苫小牧市、北斗市に限る。)

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
19 環 北海道自然環境等保全条例 [条例]  北海道自然環境等保全条例施行規則 [規則]	<p>1 条例第25条第1項の規定による環境緑地保護地区等の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為(以下この項において「工作物の新築等の行為」という。)の届出の受理</p> <p>2 条例第25条第2項の規定による工作物の新築等の行為の禁止又は制限等の命令</p> <p>3 条例第25条第3項の規定による工作物の新築等の行為の禁止等を命ずることができる期間の延長</p> <p>4 条例第25条第5項の規定による工作物の新築等の行為の着手を禁止する期間の短縮</p> <p>5 条例第26条の規定による工作物の新築等の行為の中止等の命令</p> <p>6 条例第28条第1項の規定による記念保護樹木の現状を変更する行為の届出の受理</p> <p>7 条例第28条第2項の規定による記念保護樹木の現状を変更する行為に対する助言又は勧告</p> <p>8 条例第29条第1項の規定による国の機関等からの通知の受理</p> <p>9 条例第29条第2項の規定において準用する条例第21条第3項の規定による国の機関等に対する協議の要求</p> <p>10 条例第56条第1項の規定による工作物の新築等の行為の実施状況等に係る報告の徴収又は立入検査若しくは調査(1から5までに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>71 1から5まで及び10に掲げる事務にあっては&lt;＊4&gt;に掲げる市町村、 6及び7に掲げる事務にあっては&lt;＊5&gt;に掲げる市町村、 8及び9に掲げる事務のうち、工作物の新築等の行為に係るものにあっては&lt;＊6&gt;、記念保護樹木の現状を変更する行為に係るものにあっては&lt;＊7&gt;に掲げる市町村</p> <p>66</p> <p>61</p>

<＊4>

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、八雲町、上ノ国町、せたな町、黒松内町、京極町、栗山町、月形町、鷹栖町、愛別町、東川町、剣淵町、下川町、中川町、苦前町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、置戸町、遠軽町、湧別町、西興部村、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、新冠町、浦河町、新ひだか町、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、本別町、足寄町、釧路町、弟子屈町、羅臼町

<＊5>

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、岩見沢市、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、砂川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、当別町、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町、寿都町、黒松内町、泊村、余市町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、比布町、中富良野町、剣淵町、下川町、美深町、苦前町、浜頓別町、豊富町、上湧別町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、大樹町、本別町、釧路町、厚岸町、弟子屈町、羅臼町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(19のつづき)		
	<p>＜*6＞</p> <p>札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苦小牧市、稚内市、美唄市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、八雲町、せたな町、黒松内町、京極町、栗山町、月形町、鷹栖町、愛別町、東川町、剣淵町、下川町、中川町、苦前町、羽幌町、枝幸町、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、置戸町、遠軽町、湧別町、壯瞥町、厚真町、洞爺湖町、新ひだか町、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、本別町、足寄町、釧路町、弟子屈町、羅臼町</p>	
	<p>＜*7＞</p> <p>札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帶広市、岩見沢市、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、砂川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、当別町、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、厚沢部町、乙部町、せたな町、寿都町、黒松内町、泊村、余市町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、比布町、中富良野町、剣淵町、下川町、美深町、苦前町、豊富町、上湧別町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、大樹町、本別町、釧路町、厚岸町、弟子屈町、羅臼町</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
20 保 化製場等に関する法律 [法]  化製場等に関する法律施行条例 [条例]  化製場等に関する法律施行細則 [規則]	1 法第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可 2 法第9条第4項の規定による動物の飼養又は収容の届出の受理 3 法第9条第5項において準用する法第6条第1項の規定による報告の要求又は立入検査 4 法第9条第5項において準用する法第6条の2の規定による措置の命令 5 法第9条第5項において準用する法第7条の規定による許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令 6 条例第13条の規定による動物の飼養又は収容の変更等の届出の受理	176 各市町村(札幌市、函館市、小樽市及び旭川市を除く。)
21 保 母体保護法 [法]  母体保護法施行令 [政令]  母体保護法施行規則 [省令]	1 法第15条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定 2 法第39条第2項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し 3 政令第1条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定証の交付 4 政令第1条第2項の規定による受胎調節実地指導員の標識の交付 5 政令第2条の規定による受胎調節実地指導員の名簿の作成 6 政令第3条の規定による受胎調節実地指導員の指定証の訂正 7 政令第4条第1項の規定による受胎調節実地指導員の住所の変更の届出に係る通知 8 政令第4条第2項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の写しの送付 9 政令第5条の規定による受胎調節実地指導員の指定証又は標識の再交付 10 省令第13条第1項の規定による受胎調節実地指導員の住所の変更の届出の受理 11 省令第13条第2項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の抹消 12 省令第14条第3項の規定による受胎調節実地指導員の指定証又は標識の返納の受理 13 省令第15条第2項の規定による受胎調節実地指導員が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けた旨の届出の受理 14 省令第15条第3項の規定による受胎調節実地指導員の標識の返納の受理 15 省令第15条第4項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し 16 省令第15条第5項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の抹消 17 省令第15条第6項の規定による受胎調節実地指導員の指定証及び標識の返納の受理	1 旭川市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
22 保 医療法 [法]  医療法施行令 [政令]  医療法施行細則 [規則]	<p>1 法第7条第1項の規定による病院の開設の許可</p> <p>2 法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可</p> <p>3 法第7条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数、病床の種別等の変更の許可</p> <p>4 法第8条の2第2項の規定による病院の休止等の届出の受理</p> <p>5 法第9条第1項又は第2項の規定による病院の廃止等の届出の受理</p> <p>6 法第12条第1項ただし書の規定による病院の開設者以外の者による病院の管理の許可</p> <p>7 法第12条第2項の規定による他の病院又は診療所を管理する医師又は歯科医師の病院の管理の許可</p> <p>8 法第15条第3項の規定による病院にエックス線装置等を備えたとき等の届出の受理</p> <p>9 法第16条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可</p> <p>10 法第18条ただし書の規定による病院の専属薬剤師の配置の免除の許可</p> <p>11 法第24条第1項の規定による病院の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令</p> <p>12 法第27条の規定による病院の構造設備についての検査及び許可証の交付</p> <p>13 法第28条の規定による病院の管理者の変更の命令</p> <p>14 法第29条第1項若しくは第2項の規定による病院の開設等の許可の取消し又は同条第1項の規定による病院の閉鎖の命令</p> <p>15 法第30条の規定による弁明の機会の付与</p> <p>16 政令第3条の2の規定による診療所の病床設置の届出の受理</p> <p>17 政令第4条第1項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理</p> <p>18 政令第4条第2項の規定による診療所の病床に係る変更事項の届出の受理</p> <p>19 政令第4条の2第1項又は第2項の規定による病院の開設後の届出の受理</p>	4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市
23 保 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 [法]	<p>1 法第38条の6第1項の規定による精神科病院に入院中の者の症状又は処遇に関する報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、立入検査、質問又は診察及び指定医の指定</p> <p>2 法第38条の6第2項の規定による精神科病院の管理者等に対する報告の徴収又は帳簿書類の提出若しくは提示の命令</p> <p>3 法第38条の7第1項の規定による精神科病院の管理者に対する改善計画の提出の要求若しくは変更の命令又は必要な措置の命令</p> <p>4 法第38条の7第2項の規定による指定医の指定、診察及び精神科病院の管理者に対する入院者を退院させる旨の命令</p> <p>5 法第38条の7第3項の規定による精神科病院の管理者が命令に従わなかった旨の公表</p> <p>6 法第38条の7第4項の規定による精神科病院の管理者に対する精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部の制限の命令</p> <p>7 法第38条の7第5項の規定による精神科病院の管理者に対する命令の公示</p>	1 旭川市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>24 保 毒物及び劇物取締法 [法]</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令 [政令]</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則 [省令]</p> <p>毒物及び劇物取締法施行細則 [規則]</p>	<p>1 法第3条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可</p> <p>2 法第10条第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理</p> <p>3 法第15条の3(法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の回収等の命令</p> <p>4 法第17条第2項(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者等に係る報告の徴収、立入検査、質問又は収去</p> <p>5 法第19条第4項の規定による特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止命令</p> <p>6 法第20条第2項(法第22条第7項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者等の許可の取消し等に係る聴聞の期日等の公示</p> <p>7 法第21条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理</p> <p>8 法第22条第1項の規定による同項に規定する者(以下この項において「業務上取扱者」という。)の氏名等の届出の受理</p> <p>9 法第22条第2項の規定による業務上取扱者に該当することとなった者の氏名等の届出の受理</p> <p>10 法第22条第3項の規定による業務上取扱者に係る事業の廃止等の届出の受理</p> <p>11 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定による業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理</p> <p>12 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定による業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の変更の命令</p> <p>13 法第22条第6項の規定による業務上取扱者等に対する必要な措置の命令</p> <p>14 政令第34条の規定による特定毒物研究者の許可証の交付</p> <p>15 政令第35条第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の書換え交付</p> <p>16 政令第36条第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の再交付</p> <p>17 政令第36条第3項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納の受理</p> <p>18 政令第36条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可証の返納の受理</p> <p>19 政令第36条の2第2項の規定による特定毒物研究者の許可証の交付</p> <p>20 政令第36条の3第1項の規定による特定毒物研究者名簿の備付け等</p> <p>21 政令第36条の4第2項の規定による特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出に係る通知</p> <p>22 政令第36条の4第3項の規定による特定毒物研究者名簿の写しの送付</p> <p>23 政令第36条の6第1項又は第2項の規定による行政処分に関する通知</p> <p>24 省令第15条の規定による収去証の交付</p> <p>25 規則第4条の2第2項において準用する同条第1項の規定による法第22条第1項に規定する者(同条第2項に規定する者を含む。)が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出の受理</p>	<p>4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市</p>

△	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
25 保	社会福祉法 [法]  社会福祉法施行細則 [規則]  老人福祉法施行細則 [規則]	1 法第62条第1項の規定による第一種社会福祉事業(社会福祉法人が軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)を経営するものに限る。3に掲げる事務において同じ。)の届出の受理 2 法第62条第2項の規定による第一種社会福祉事業(軽費老人ホームを経営するものに限る。4に掲げる事務において同じ。)の許可 3 法第63条第1項の規定による第一種社会福祉事業に係る届出事項の変更の届出の受理 4 法第63条第2項の規定による第一種社会福祉事業に係る建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可 5 法第64条の規定による第一種社会福祉事業(国、都道府県及び市町村以外の者が軽費老人ホームを経営するものに限る。以下この項において同じ。)の廃止の届出の受理 6 法第70条の規定による第一種社会福祉事業に係る報告の徴収又は検査若しくは調査 7 法第71条の規定による第一種社会福祉事業を経営する者に対する必要な措置の命令 8 法第72条第1項から第3項までの規定による第一種社会福祉事業の経営の制限、その停止の命令又は許可の取消し 9 社会福祉法施行細則第9条の規定による社会福祉事業(国、都道府県及び市町村以外の者が軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)を経営する第一種社会福祉事業に限る。)の事業計画書及び予算書並びに事業成績書及び決算書の受理 老人福祉法施行細則第18条において準用する同規則第13条の規定による老人福祉施設(軽費老人ホームに限る。)を設置する者(国、都道府県及び市町村を除く。)がとった措置に係る報告書の受理 10 老人ホームに限る。)を設置する者(国、都道府県及び市町村を除く。)がとった措置に係る報告書の受理	5 登別市、北広島市、北斗市、白老町、標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
26 保 薬事法 [法]  薬事法施行令 [政令]  薬事法施行規則 [省令]  薬事法施行細則 [規則]	<p>1 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可</p> <p>2 法第4条第2項の規定による薬局開設の許可の更新</p> <p>3 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理等の兼務の許可</p> <p>4 法第10条(法第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による薬局、医薬品の販売業(法第25条第2号に規定する配置販売業及び薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)附則第10条に規定する既存配置販売業者(以下この項において「既存配置販売業者」という。)に係る業務を除く。以下この項において同じ。)又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器(以下この項において「高度管理医療機器等」という。)若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。)の販売業若しくは賃貸業に係る休廃止等の届出の受理</p> <p>5 法第12条第1項の規定による政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品(以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業の許可</p> <p>6 法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新</p> <p>7 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可</p> <p>8 法第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新</p> <p>9 法第13条第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による書面による調査又は実地の調査</p> <p>10 法第13条第6項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可</p> <p>11 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認</p> <p>12 法第14条第9項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の変更の承認</p> <p>13 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の軽微な変更の届出の受理</p> <p>14 法第14条の8第3項の規定による承認取得者の地位承継の届出の受理</p> <p>15 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品(製造販売の承認を要しないものに限る。16において同じ。)の製造販売の届出の受理</p> <p>16 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出事項の変更に係る届出の受理</p> <p>17 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出の受理</p> <p>18 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造所の休廃止等の届出の受理</p> <p>19 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可(削除)</p> <p>20 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新</p> <p>21 法第33条第1項の規定による配置販売業者等に対する身分証明書の交付</p> <p>22 法第35条第3項ただし書の規定による卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可</p>	<p>4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市</p> <p>(アンダーライン) については平成21年6月1日から</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(26のつづき)	<p>23 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可</p> <p>24 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新</p> <p>25 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理</p> <p>26 法第68条の10の規定による生物由来製品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者を除く。)若しくは賃貸業者、特定医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に対する指導及び助言</p> <p>27 法第69条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者に対する報告の徴収若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問</p> <p>28 法第69条第2項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者及び既存配置販売業者を除く。以下この項において同じ。)若しくは高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する報告の徴収若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問</p> <p>29 法第70条第1項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者(薬局開設者、医薬品の販売業者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに医療機器の販売業者及び賃貸業者に限る。)に対する医薬品等の廃棄等の措置の命令</p> <p>30 法第71条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査の受検の命令</p> <p>31 法第72条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止</p> <p>32 法第72条第4項の規定による薬局開設者、医薬品の販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止</p> <p>33 <u>法第72条の2第1項</u>の規定による<u>業務の体制を整備すること</u>の命令</p> <p>34 法第72条の4第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令</p> <p>35 <u>法第72条の4第2項</u>の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令</p> <p>36 法第73条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の総括製造販売責任者若しくは薬局製造販売医薬品の製造業の管理者又は薬局の管理者、営業所管理者若しくは医療機器の販売業若しくは賃貸業の管理者の変更の命令</p> <p>37 法第74条の2第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し</p> <p>38 法第74条の2第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の変更の命令</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(26のつづき)	<p>39 法第74条の2第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し又は承認事項の変更の命令</p> <p>40 法第75条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可の取消し又は業務の停止命令</p> <p>41 法第76条の規定による法第4条第2項、第12条第2項、第13条第3項、第24条第2項及び第39条第4項の規定による許可(法第25条第2号に規定する配置販売業及び既存配置販売業者に係る業務に係るもの除く。)の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与</p> <p>42 法第77条の4の3の規定による薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理</p> <p>43 法第77条の6の規定による特定医療機器の販売業者若しくは賃貸業者又は特定医療用具を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導及び助言</p> <p>44 政令第2条の規定による総取扱处方せん数の届出の受理</p> <p>45 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付</p> <p>46 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付</p> <p>47 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付</p> <p>48 政令第6条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理</p> <p>49 政令第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理</p> <p>50 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備付け等</p> <p>51 政令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付</p> <p>52 政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付</p> <p>53 政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付</p> <p>54 政令第13条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理</p> <p>55 政令第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理</p> <p>56 政令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳の備付け等</p> <p>57 政令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認台帳の備付け等</p> <p>58 政令第44条の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の交付</p> <p>59 政令第45条第1項(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。)附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証(改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。60から62までにおいて同じ。)の書換え交付</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(26のつづき)	<p>60 政令第46条第1項(改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付</p> <p>61 政令第46条第3項(改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>62 政令第47条(改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>63 政令第48条(改正政令附則第3条及び第4条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可台帳(改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可台帳を含む。)の備付け等</p> <p>64 改正政令附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の政令第51条の規定による薬種商として必要な知識経験を有する者の基準に係る認定</p> <p>65 省令第1条第3項(省令第153条第2項において準用する場合を含む。)の規定による薬局開設等の許可申請の添付書類に係る認定</p> <p>66 省令第15条の4第2項の規定による郵便等販売に係る届書の受理</p> <p>67 省令第16条第4項(省令第99条第3項、第100条第3項及び第159条並びに薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。)附則第8条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令第153条において準用する場合を含む。)の規定による薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業又は医薬品の販売業に係る変更届出の添付書類に係る認定</p> <p>68 省令第19条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請の添付書類に係る認定</p> <p>69 省令第25条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請の添付書類に係る認定</p> <p>70 改正省令附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令第144条の規定による法第26条第3項ただし書の規定による許可に係る販売先等の変更等の届出の受理</p> <p>71 省令第154条第1号二及び第2号二の規定による営業所管理者の知識経験に係る認定</p> <p>72 省令第160条第3項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る許可申請の添付書類に係る認定</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(26のつづき)	<p>73 省令第174条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る変更届出の添付書類に係る認定</p> <p>74 省令第244条の規定による薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、医薬品の販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する理由の通知</p> <p>75 規則第7条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の書換え交付</p> <p>76 規則第8条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の再交付</p> <p>77 規則第8条第3項の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理</p> <p>78 規則第9条の規定による配置販売業者等の身分証明書の返納の受理</p>	
薬事法施行規則等の一部を改正する省令 [省令]	<p>1 省令附則第4条第1項の規定による薬局の管理者の勤務時間数の届出の受理</p> <p>2 省令附則第4条第2項の規定による薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の勤務時間数の届出の受理</p> <p>3 省令附則第4条第3項の規定による薬局の管理者又は管理者以外の薬剤師若しくは登録販売者の勤務時間数の変更の届出の受理</p> <p>4 省令附則第11条の規定による店舗管理者の届出の受理</p> <p>5 省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理</p> <p>6 省令附則第33条の規定による既存薬局開設者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届出の受理</p>	<p>4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市</p> <p>(平成21年6月1日から)</p>
薬事法の一部を改正する法律 [改正法]  薬事法施行規則等の一部を改正する省令 [改正省令]	<p>1 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定による医薬品の販売業(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業を除く。以下同じ。)の許可(改正法第1条の規定による改正後の薬事法第25条第3号に掲げる卸売販売業の許可に限る。以下同じ。)の手続</p> <p>2 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の手続</p> <p>3 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第11条の規定による店舗管理者の届出の受理</p> <p>4 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理</p> <p>5 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第33条の規定による既存薬局開設者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届出の受理</p>	<p>4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市</p> <p>(平成21年5月31日まで)</p>

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
27 保	老人福祉法 [法]  都道府県又は市町村の設置する有料老人ホーム(法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下この項において同じ。)に係るもの を除く。	1 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理 2 法第29条第2項の規定による有料老人ホームに係る届出事項の変更又は事業の休止若しくは廃止の届出の受理 3 法第29条第6項の規定による有料老人ホームの運営の状況等に係る報告の徴収又は質問若しくは立入検査 4 法第29条第8項の規定による有料老人ホームの設置者に対する必要な措置の命令 5 法第29条第9項の規定による有料老人ホームの設置者に対する必要な措置の命令をした旨の公示	6 登別市、北広島市、北斗市、松前町、白老町、標津町
28 保	戦傷病者特別援護法 [法]	1 法第21条第1項の規定による戦傷病者の補装具の支給又は修理	35 各市
29 保	母子及び寡婦福祉法 [法]  母子及び寡婦福祉法施行規則 [省令]	1 法第20条の規定による母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理 2 法第21条(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理 3 法第22条第1項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業を行う者等に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査 4 法第23条(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令 5 法第33条第3項の規定による寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理 6 省令第3条第2項の規定による母子家庭等日常生活支援事業の收支予算書及び事業計画書の受理 7 省令第4条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による重大な変更をえた旨の届出の受理 8 省令第8条第2項の規定による寡婦日常生活支援事業の收支予算書及び事業計画書の受理	9 帯広市、北見市、稚内市、滝川市、登別市、猿払村、浜頓別町、白老町、標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>30 保 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 [法]</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 [省令]</p>	<p>1 法第5条第1項及び第2項の規定による特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定</p> <p>2 法第36条第1項の規定による受給資格の有無又は手当の額の決定に係る書類等の提出の命令又は質問</p> <p>3 法第36条第2項の規定による医師等の指定及び当該医師等の診断を受けるべき旨の命令又は障害の状態の診断</p> <p>4 法第37条の規定による資料の提供等の要求又は報告の徴収</p> <p>5 省令第2条の規定による手当の額の改定の請求の受理</p> <p>6 省令第3条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当の額の改定を行うべき事由の届出の受理</p> <p>7 省令第4条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による所得状況の届出の受理</p> <p>8 省令第5条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による氏名変更の届出の受理</p> <p>9 省令第6条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による住所変更の届出の受理</p> <p>10 省令第7条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による支払方法の変更の届出の受理</p> <p>11 省令第10条第1項(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の亡失の届出の受理</p> <p>12 省令第10条第2項(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の返納の受理</p> <p>13 省令第11条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による受給資格喪失の届出の受理</p> <p>14 省令第12条(省令第12条の3において準用する場合を含む。)の規定による受給者の死亡の届出の受理</p> <p>15 省令第13条の規定による未支払の特別児童扶養手当に係る請求の受理</p> <p>16 省令第17条第1項の規定による特別児童扶養手当の認定の通知及び特別児童扶養手当証書の交付</p> <p>17 省令第17条第2項の規定による特別児童扶養手当の支給停止の通知</p> <p>18 省令第18条の規定による認定の請求に対する却下の通知</p> <p>19 省令第19条第1項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による手当の額の改定の通知</p> <p>20 省令第19条第2項(同条第4項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)及び省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の返付又は交付</p>	2 北見市、登別市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(30のつづき)	<p>21 省令第19条第3項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令</p> <p>22 省令第19条第6項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当の額の改定の請求に対する却下の通知</p> <p>23 省令第20条第1項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の訂正及び返付</p> <p>24 省令第21条第1項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の再交付</p> <p>25 省令第22条第1項の規定による特別児童扶養手当証書の返付又は交付</p> <p>26 省令第22条第2項の規定による特別児童扶養手当の支給停止の通知</p> <p>27 省令第22条第3項の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令</p> <p>28 省令第23条の規定による未支払の手当の支払の通知</p> <p>29 省令第24条第1項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による受給資格喪失の通知</p> <p>30 省令第24条第2項(省令第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令</p> <p>31 省令第28条第1項の規定による診断書等の添付を省略させる旨の決定</p> <p>32 省令第28条第3項の規定による書類等の添付の省略等をさせる旨の決定</p> <p>33 省令第28条第5項の規定による書類の添付を省略させる旨の決定</p>	
31 保 母子保健法 [法]	<p>1 法第18条の規定による低体重児の出生の届出の受理</p> <p>2 法第19条第1項の規定による訪問指導</p>	17 留萌市、稚内市、美唄市、北斗市、南幌町、上富良野町、中富良野町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、中標津町、標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
32 保 介護保険法 [法]	<p>1 法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定</p> <p>2 法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定</p> <p>3 法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定</p> <p>4 法第70条の2第1項(法第115条の10において準用する場合を含む。)の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新</p> <p>5 法第71条第1項ただし書又は法第72条第1項ただし書(これらの規定を法第115条の10において準用する場合を含む。)の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出の受理</p> <p>6 法第75条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理</p> <p>7 法第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告</p> <p>8 法第76条の2第2項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>9 法第76条の2第3項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令</p> <p>10 法第76条の2第4項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示</p> <p>11 法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止</p> <p>12 法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示</p> <p>13 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新</p> <p>14 法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理</p> <p>15 法第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告</p> <p>16 法第83条の2第2項の規定による指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>17 法第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令</p> <p>18 法第83条の2第4項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示</p> <p>19 法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止</p> <p>20 法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示</p> <p>21 法第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理</p> <p>22 法第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告</p> <p>23 法第115条の7第2項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>24 法第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令</p> <p>25 法第115条の7第4項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示</p>	<p>6 登別市、北斗市、松前町、今金町、南富良野町、空知中部広域連合</p> <p>(空知中部広域連合にあっては、1、4、6から12まで及び28に掲げる事務のうち訪問介護、訪問入浴介護又は通所介護を行う指定居宅サービス事業者に係るもの、2及び13から20までに掲げる事務並びに28に掲げる事務のうち指定居宅介護支援事業者に係るもの並びに3、4及び21から28までに掲げる事務のうち介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護又は介護予防通所介護を行う指定介護予防サービス事業者に係るものに限る。)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(32のつづき)	26 法第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止 27 法第115条の9の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等の公示 28 法第115条の29第6項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	
33 保 介護保険法 [法]	1 法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定 2 法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新 3 法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更等の届出の受理 4 法第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告 5 法第91条の2第2項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨の公表 6 法第91条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令 7 法第91条の2第4項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令の公示 8 法第92条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止 9 法第93条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示 10 法第115条の29第6項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止	5 北斗市、松前町、今金町、南富良野町、滝上町
34 保 感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する法 律 [法]	1 法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定 2 法第38条第7項の規定による結核指定医療機関に対する指導 3 法第38条第8項の規定による結核指定医療機関の指定の辞退の届出の受理 4 法第38条第9項の規定による結核指定医療機関の指定の取消し 5 法第43条第1項の規定による結核指定医療機関に対する報告の請求又は検査 6 法第43条第2項の規定による結核指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止めの指示又は差止め	1 小樽市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
35 保 公衆浴場法施行条例 [条例]  公衆浴場法施行細則 [規則]	1 条例第2条の2第1項ただし書の規定による公衆浴場の設置場所の特例の認定 2 条例第2条の2第3項の規定による家族ぶろの設置場所の認定 3 条例第2条の3第3号の規定による設置場所の配置の基準を適用しない公衆浴場の認定 4 条例第3条第1項ただし書の規定による出入口等を男子用と女子用とに区別する必要のない公衆浴場の認定 5 規則第2条の3ただし書の規定による水質基準の特例の承認	4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市
36 保 食品の製造販売行商等衛生条例 [条例]  食品の製造販売行商等衛生条例施行規則 [規則]	1 条例第4条第1項及び第3項の規定による行商又は販売業の登録 2 条例第4条第4項の規定による行商又は販売業の登録票及び記章の交付 3 条例第4条第5項の規定による行商又は販売業の登録票及び記章の再交付 4 条例第5条第1項及び第3項の規定による製造業の許可 5 条例第5条の2第2項の規定による登録営業者又は許可営業者の地位の承継の届出の受理 6 条例第7条第1項の規定による行商、販売業又は製造業の休止等の届出の受理 7 条例第7条第2項の規定による登録票及び記章又は許可証の返納の受理 8 条例第11条の規定による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置の命令又は営業の許可若しくは登録の取消し若しくは営業の停止の命令 9 規則第13条の規定による返還された行商人又は販売業者の登録票等の受理 10 規則第14条第1項及び第2項の規定による行商人、販売業者又は製造業者の住所等の変更の報告の受理及び登録票の書換え 11 規則第15条第2項の規定による販売業者又は製造業者の営業の再開の届出の受理	4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市
37 保 かきの処理等に関する衛生条例 [条例]  かきの処理等に関する衛生条例施行規則 [規則]	1 条例第5条第1項及び第3項の規定によるかき処理業の許可 2 条例第5条の2第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理 3 条例第8条の規定によるかき処理業の休止等の届出の受理 4 条例第12条第1項の規定による衛生上の危害を除去するために必要な処置の命令又はかき処理業の許可の取消し若しくは営業の停止 5 条例第12条第2項又は第3項の規定によるかき処理業の許可の取消し又は営業の停止 6 条例第12条第4項の規定による処理場の整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の停止 7 条例第12条第5項の規定による衛生上の危害を除去するために必要な処置の命令 8 規則第7条の規定による浄化又は蓄養の場所に係る届出の受理	4 札幌市、函館市、小樽市、旭川市

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
38 保	<p>北海道福祉のまちづくり条例 [条例]</p> <p>建築基準法第97条の2 第1項の規定により建築 主事を置く市町にあって は、当該市町の建築主 事の確認対象となる建 築物に係るものに限る。</p>	<p>1 条例第19条第1項及び第2項の規定による公共的施設(建築物に限る。以下この項において同じ。)の新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の届出及び変更の届出(以下この項において「届出」という。)の受理</p> <p>2 条例第20条の規定による届出をした者に対する必要な指導及び助言</p> <p>3 条例第21条の規定による届出の指示</p> <p>4 条例第24条第1項及び第2項の規定による既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対する措置状況の報告の要求並びに必要な指導及び助言</p> <p>5 条例第26条の規定による公共的施設の認定証の交付</p>	<p>46 &lt;*8&gt;に掲げる市町</p>
<p>&lt;*8&gt;</p> <p>小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、七飯町、余市町、長沼町、上富良野町、美幌町、遠軽町、白老町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、中標津町</p>			

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
39 経 中小企業等協同組合法 [法]  中小企業等協同組合法施行規則 [省令]  事業協同組合(組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、法第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び法第9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。)に係るものに限る。	<p>1 法第9条の6の2第1項の規定による共済規程の認可</p> <p>2 法第9条の6の2第4項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可</p> <p>3 法第9条の7の5第2項において準用する保険業法(平成7年法律第105号)第305条の規定による共済代理店に対する報告若しくは資料の提出の命令又は共済代理店の事務所への立入検査若しくは関係者への質問</p> <p>4 法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第306条の規定による共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令</p> <p>5 法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第307条第1項の規定による共済契約の募集の停止の命令</p> <p>6 法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可</p> <p>7 法第35条の2の規定による役員の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>8 法第48条(法第42条第8項において準用する場合を含む。)の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>9 法第51条第2項の規定による定款の変更の認可</p> <p>10 法第57条の5ただし書の規定による余裕金の運用の認可</p> <p>11 法第58条の7第2項の規定による共済計理人からの意見書の写しの受理</p> <p>12 法第58条の7第3項の規定による共済計理人に対する説明又は意見の要求</p> <p>13 法第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令</p> <p>14 法第62条第2項の規定による解散の届出の受理</p> <p>15 法第66条第1項の規定による合併の認可</p> <p>16 法第96条第5項の規定による解散の登記の嘱託</p> <p>17 法第104条第1項及び第2項の規定による組合の業務等に係る不服の申出の受理及び必要な措置</p> <p>18 法第105条第1項及び第2項の規定による組合の検査の請求の受理及び組合の検査</p> <p>19 法第105条の2第1項の規定による決算関係書類の受理</p> <p>20 法第105条の2第2項の規定による決算関係書類の受理</p> <p>21 法第105条の3第1項の規定による組合の一般的状況に関する報告の徴収</p> <p>22 法第105条の3第2項の規定による組合の業務又は会計に関する報告の徴収</p> <p>23 法第105条の3第3項の規定による共済事業を行う組合に対する報告又は資料の提出の要求</p> <p>24 法第105条の3第4項の規定による共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店に対する報告又は資料の提出の要求</p> <p>25 法第105条の4第1項の規定による組合の業務又は会計の状況の検査</p> <p>26 法第105条の4第2項の規定による共済事業を行う組合の事務所等への立入り、質問又は検査</p>	<p>180 (1から5まで、10から13まで、20、23、24、26、27及び31から37までに掲げる事務並びに17、18、22、25及び28に掲げる事務(共済規程の違反に係るものに限る。)にあっては、釧路市、江差町、西興部村、大空町及び安平町を除く。)</p> <p>(175)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(39のつづき)	<p>27 法第105条の4第4項の規定による共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店の施設への立入り、質問又は検査</p> <p>28 法第106条第1項の規定による法令の違反等に対し組合が必要な措置を探るべき旨の命令</p> <p>29 法第106条第2項の規定による組合の解散の命令</p> <p>30 法第106条第3項の規定による組合の解散を命ずる旨の官報への掲載</p> <p>31 法第106条の2第1項の規定による共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令</p> <p>32 法第106条の2第2項の規定による共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令</p> <p>33 法第106条の2第4項の規定による共済規程の認可の取消し</p> <p>34 法第106条の2第5項の規定による共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員の解任の命令又は共済規程の認可の取消し</p> <p>35 法第106条の3の規定による共済事業を行う組合等からの届出の受理</p> <p>36 省令第169条第2項の規定による説明書類の縦覧の開始の延期の承認</p> <p>37 省令第187条第3項の規定による決算関係書類の提出の延期の承認</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
40 経 火薬類取締法 [法]  火薬類取締法施行 令 [政令]  火薬類取締法施行 規則 [省令]  火薬類取締法施行 細則 [規則]  1、3から6まで、13から 16まで、29から32まで、 34から36まで、38から 42まで、45、47から49 まで及び56に掲げる事 務並びに60に掲げる事 務(省令第81条の14の 表第1号及び第2号に 係るものに限る。)であつ て製造の業に係るもの にあっては、政令第16 条第1項第1号に規定 する製造所に係る事務 に限る。	<p>1 法第3条の規定による火薬類の製造の業の許可</p> <p>2 法第5条の規定による火薬類の販売の業の許可</p> <p>3 法第8条の規定による火薬類の製造又は販売の業の許可の取消し</p> <p>4 法第9条第3項の規定による製造業者の製造施設の修理等の命令</p> <p>5 法第10条第1項の規定による製造施設等の変更の許可</p> <p>6 法第10条第2項の規定による製造施設の位置等の軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 法第11条第3項の規定による火薬類の貯蔵に関する技術上の基準への適合命令</p> <p>8 法第12条第1項の規定による火薬庫の設置等の許可</p> <p>9 法第12条第2項の規定による火薬庫の構造又は設備の軽微な変更の届出の受理</p> <p>10 法第12条の2第2項の規定による火薬庫の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理</p> <p>11 法第13条ただし書の規定によるやむを得ない場合の火薬庫の所有等の許可</p> <p>12 法第14条第2項の規定による火薬庫の構造等に関する技術上の基準への適合命令</p> <p>13 法第15条第1項の規定による火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査及び同項ただし書の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理</p> <p>14 法第15条第2項の規定による火薬類の製造施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第1号の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理</p> <p>15 法第15条第3項の規定による指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理</p> <p>16 法第16条第1項の規定による営業の全部又は一部の廃止の届出の受理</p> <p>17 法第16条第2項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出の受理</p> <p>18 法第17条第1項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可</p> <p>19 法第17条第3項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し</p> <p>20 法第17条第4項の規定による譲渡許可証等の交付</p> <p>21 法第17条第6項の規定による譲渡許可証等の有効期間の決定</p> <p>22 法第17条第7項の規定による譲渡許可証等の書換え</p> <p>23 法第17条第8項の規定による譲渡許可証等の再交付</p> <p>24 法第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可</p> <p>25 法第24条第3項の規定による火薬類の輸入の届出の受理</p> <p>26 法第25条第1項の規定による火薬類の消費の許可</p> <p>27 法第25条第3項の規定による火薬類の消費の許可の取消し</p> <p>28 法第27条第1項の規定による火薬類の廃棄の許可</p> <p>29 法第28条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の認可</p> <p>30 法第28条第2項の規定による危害予防規程の変更の届出の受理</p> <p>31 法第28条第4項の規定による危害予防規程の変更の命令</p>	1 新ひだか町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(40のつづき)	<p>32 法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による保安教育計画の認可及び変更の認可</p> <p>33 法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定</p> <p>34 法第30条第3項の規定による製造保安責任者等の選任又は解任の届出の受理</p> <p>35 法第33条第2項の規定による製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理</p> <p>36 法第34条第1項の規定による製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任の命令</p> <p>37 法第34条第2項の規定による取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任の命令</p> <p>38 法第35条第1項の規定による特定施設等の保安検査及び同項第1号の規定による指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理</p> <p>39 法第35条第3項の規定による指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理</p> <p>40 法第35条の2第2項の規定による定期自主検査の計画の届出及び変更の届出の受理</p> <p>41 法第35条の2第3項の規定による定期自主検査の終了の報告の受理</p> <p>42 法第35条の2第4項の規定による定期自主検査への立合い</p> <p>43 法第36条第1項の規定による火薬類の安定度試験の結果の報告の受理</p> <p>44 法第36条第2項の規定による火薬類の安定度試験の実施の命令</p> <p>45 法第42条の規定による製造業者等に対する事業等に関する報告の徴収</p> <p>46 法第43条第1項の規定による製造業者の製造所等に係る立入検査、質問又は収去</p> <p>47 法第44条の規定による製造又は販売の業の許可の取消し又は事業の停止の命令</p> <p>48 法第45条の規定による災害の発生の防止等のための緊急措置の命令等</p> <p>49 法第45条の3の10第1項及び第2項の規定による検査記録の届出の受理</p> <p>50 法第46条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収</p> <p>51 法第52条第1項の規定による都道府県公安委員会の意見の聴取</p> <p>52 法第52条第2項の規定による都道府県公安委員会等への通報</p> <p>53 法第52条第4項の規定による都道府県公安委員会等からの要請の受理</p> <p>54 法第52条第5項の規定による警察官からの通報の受理</p> <p>55 法第52条第6項の規定による経済産業大臣への報告</p> <p>56 法第54条第1項の規定による事業の停止の命令に係る聴聞</p> <p>57 政令第2条の規定による譲渡許可証等の返納の受理</p> <p>58 省令第41条第2項の規定による完成検査証の交付</p> <p>59 省令第44条の2第4項の規定による保安検査証の交付</p>	

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(40のつづき)	60 省令第81条の14の規定による報告書(同条の表第1号、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第12号に掲げるものに限る。)又は届出書(同表第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げるものに限る。)の受理 61 規則第6条の2第2項の規定による廃止届の受理 62 規則第8条第2項の規定による火薬庫外貯蔵場所指示書の交付 63 規則第17条第1項の規定による消費許可証の交付 64 規則第21条の規定による廃棄許可証の交付 65 規則第24条の規定による指定書の交付	
41 経	採石法 [法]  岩石の採取計画が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。	1 法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 2 法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 3 法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の軽微な変更の届出の受理 4 法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理 5 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 6 法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理 7 法第33条の12の規定による認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令 8 法第33条の13第1項又は第2項の規定による災害の防止のため必要な措置等の命令(法第32条の規定に違反して採石業を行った者に対する命令を除く。) 9 法第33条の17の規定による災害の防止のため必要な設備をすることの命令 10 法第34条の4第1項の規定による岩石の採取の停止の命令に係る聴聞 11 法第34条の6の規定による災害の防止等のために必要な指導及び助言 12 法第42条第1項の規定による採石業者の業務の状況に関する報告の徴収又は岩石採取場等に係る立入検査 13 法第42条の2の規定による国又は地方公共団体との協議	3 稚内市、北斗市、新ひだか町

△	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
42 経	高圧ガス保安法 [法]	1 法第5条第1項の規定による第一種製造者に係る製造の許可 2 法第5条第2項の規定による第二種製造者の製造の届出の受理 3 法第9条の規定による第一種製造者に係る製造の許可の取消し 4 法第10条第2項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理 5 法第10条の2第2項(法第24条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による第二種製造者等の地位の承継の届出の受理 6 法第11条第3項の規定による第一種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令 7 法第12条第3項の規定による第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令 8 法第14条第1項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の許可 9 法第14条第2項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の軽微な変更の届出の受理 10 法第14条第4項の規定による第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理 11 法第15条第2項の規定による貯蔵に関する技術上の基準への適合命令 12 法第16条第1項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可 13 法第17条第2項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理 14 法第17条の2の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理 15 法第18条第3項の規定による第一種貯蔵所の位置等に関する技術上の基準への適合命令 16 法第19条第1項の規定による第一種貯蔵所の位置等の変更の許可 17 法第19条第2項の規定による第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の届出の受理 18 法第19条第4項の規定による第二種貯蔵所の位置等の変更の届出の受理 19 法第20条第1項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の完成検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理 20 法第20条第3項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第1号の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理 21 法第20条第4項の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理 22 法第20条の4の規定による販売事業の届出の受理 23 法第20条の4の2第2項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理 24 法第20条の5第2項の規定による災害の発生の防止に関する周知等の勧告 25 法第20条の5第3項の規定による販売業者等が勧告に従わないときの公表 26 法第20条の6第2項の規定による販売の方法に関する技術上の基準への適合命令	1 札幌市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(42のつづき)	27 法第20条の7の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理 28 法第21条第1項から第5項までの規定による製造等の廃止等の届出の受理 29 法第22条第1項本文の規定による輸入をした高圧ガス及び容器の輸入検査 30 法第22条第1項第1号及び第2項の規定による協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出及び輸入検査の結果の報告の受理 31 法第22条第3項の規定による輸入された高圧ガス及び容器の廃棄等の命令 32 法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理 33 法第24条の3第3項の規定による特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基準への適合命令 34 法第24条の4第1項の規定による特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置等の変更の届出の受理 35 法第24条の4第2項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理 36 法第26条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の届出の受理 37 法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令 38 法第26条第4項の規定による危害予防規程の遵守等の命令又は勧告 39 法第27条第2項の規定による保安教育計画の変更の命令 40 法第27条第5項の規定による保安教育計画の実行等の勧告 41 法第27条の2第5項(法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による保安統括者等の選任又は解任の届出の受理 42 法第27条の2第6項(法第27条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理 43 法第30条の規定による製造保安責任者免状等の返納の命令 44 法第34条の規定による保安統括者等の解任の命令 45 法第35条第1項本文の規定による第一種製造者の特定施設の保安検査 46 法第35条第1項第1号又は第2号の規定による協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出又は認定保安検査実施者による保安検査の記録の届出の受理 47 法第35条第3項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理 48 法第36条第2項の規定による危険時の届出の受理 49 法第38条第1項の規定による第一種製造者の製造等の許可の取消し又はその製造等の停止の命令 50 法第38条第2項の規定による第二種製造者の製造等の停止の命令 51 法第39条の規定による公共の安全の維持等のための緊急措置 52 法第39条の11第1項又は第2項の規定による完成検査又は保安検査の記録の届出の受理 53 法第41条第2項の規定による容器製造業者の製造の方法に関する技術上の基準への適合命令	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(42のつづき)	<p>54 法第44条第1項の規定による容器検査</p> <p>55 法第45条第1項又は第2項の規定による容器への刻印又は標章の掲示</p> <p>56 法第48条第5項の規定による容器への充てんの許可</p> <p>57 法第49条第1項の規定による容器再検査</p> <p>58 法第49条第3項又は第4項の規定による容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示</p> <p>59 法第49条の2第1項の規定による附属品検査</p> <p>60 法第49条の3第1項の規定による附属品への刻印</p> <p>61 法第49条の4第1項の規定による附属品再検査</p> <p>62 法第49条の4第3項の規定による附属品再検査に係る附属品への刻印</p> <p>63 法第49条の30の規定による製造した容器又は附属品の回収等の命令</p> <p>64 法第49条の35の規定による輸入した容器又は附属品の回収等の命令</p> <p>65 法第50条第3項の規定による容器検査所の登録又はその更新</p> <p>66 法第50条第4項の規定による容器再検査等を行うことのできる容器又は附属品の種類の制限</p> <p>67 法第52条第2項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出の受理</p> <p>68 法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令</p> <p>69 法第53条の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令</p> <p>70 法第54条第2項の規定による容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消</p> <p>71 法第56条第1項の規定による容器のくず化等の命令</p> <p>72 法第56条第2項の規定による容器検査に合格しなかった容器に関する報告の受理</p> <p>73 法第56条第4項の規定による附属品検査等に合格しなかった附属品に関する報告の受理</p> <p>74 法第56条の2の規定による容器検査所の容器再検査等の業務の廃止の届出の受理</p> <p>75 法第61条第1項の規定による第一種製造者等の業務に関する報告の徴収</p> <p>76 法第62条第1項の規定による高圧ガスの製造をする者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去</p> <p>77 法第63条第1項の規定による災害発生等の届出の受理</p> <p>78 法第63条第2項の規定による災害発生に係る事項の報告の命令</p> <p>79 法第64条の規定による災害発生時の指示</p> <p>80 法第74条第1項の規定による関係行政機関への通報</p> <p>81 法第74条第2項又は第3項の規定による警察官等からの通報の受理</p> <p>82 法第74条第4項の規定による経済産業大臣への報告</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
43 経 武器等製造法 [法]  武器等製造法施行 細則 [規則]	<p>1 法第17条第1項の規定による猟銃等の製造の事業の許可</p> <p>2 法第17条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知</p> <p>3 法第18条ただし書の規定による猟銃等の試験的な製造の許可</p> <p>4 法第19条第1項の規定による猟銃等の販売の事業の許可</p> <p>5 法第19条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知</p> <p>6 法第20条において準用する法第6条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し</p> <p>7 法第20条において準用する法第7条第2項の規定による猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の地位の承継の届出の受理</p> <p>8 法第20条において準用する法第8条第1項の規定による製造又は販売をする猟銃等の種類の変更の許可</p> <p>9 法第20条において準用する法第8条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知</p> <p>10 法第20条において準用する法第9条第3項の規定による猟銃等の保管のための設備の修理又は改造の命令</p> <p>11 法第20条において準用する法第12条第1項の規定による工場若しくは事業場又は店舗の移転の許可</p> <p>12 法第20条において準用する法第12条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知</p> <p>13 法第20条において準用する法第13条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の廃止の届出の受理</p> <p>14 法第20条において準用する法第15条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し又は停止の命令</p> <p>15 法第24条の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の業務に関する報告の徴収</p> <p>16 法第25条第1項の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の工場等に係る立入検査又は質問</p> <p>17 法第28条第1項の規定による都道府県公安委員会等への通報(1、3、4、6から8まで、11及び13に掲げる事務並びに14に掲げる事務(事業の停止の命令を除く。)に係るものに限る。)</p> <p>18 法第28条第2項の規定による警察官又は海上保安官からの通報の受理</p> <p>19 規則第4条の2の規定による猟銃等製造事業許可申請書又は猟銃等販売事業許可申請書の記載事項の変更の報告の受理</p>	2 稚内市、新ひだか町

△	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
44 経	工場立地法 [法]  工場立地の調査等 に関する法律の一部 を改正する法律  [工場立地の調査等に關す る法律の一部を改正する 法律]	1 法第6条第1項の規定による特定工場の新設の届出の受理 2 法第7条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 3 法第8条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 4 法第9条第1項の規定による特定工場の設置の場所に關し必要な事項についての勧告 5 法第9条第2項の規定による特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積に關し必要な事項についての勧告 6 法第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更命令 7 法第11条第2項の規定による特定工場の新設又は変更の制限の期間の短縮 8 法第12条の規定による氏名又は名称及び住所の変更の届出の受理 9 法第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理 10 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理	10 稚内市、北広島市、北斗市、南幌町、東神楽町、東川町、美幌町、白老町、新ひだか町、幕別町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
45 経 商工会法 [法]  商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものをお除く。	<p>1 法第23条第1項の規定による商工会の設立の認可</p> <p>2 法第24条(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)、第52条の2第5項及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可又は不認可の通知</p> <p>3 法第42条第5項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による臨時総会の招集の承認</p> <p>4 法第44条第2項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可</p> <p>5 法第49条の規定による決算関係書類の受理</p> <p>6 法第50条第1項の規定による商工会の業務に係る報告の徴収又は立入検査</p> <p>7 法第51条第1項の規定による警告又は業務の一部停止若しくは設立の認可の取消し</p> <p>8 法第51条第2項の規定による警告又は設立の認可の取消し</p> <p>9 法第51条第3項又は第4項の規定による勧告又は設立の認可の取消し</p> <p>10 法第52条第2項の規定による解散の届出の受理</p> <p>11 法第52条の2第2項の規定による商工会の合併の認可</p> <p>12 法第53条の規定による清算人の選任</p> <p>13 法第54条第1項又は第2項の規定による財産処分の方法の認可</p> <p>14 法第54条の3の規定による清算結了の届出の受理</p>	153 <*9>に掲げる市町村 (2) (2)に掲げる事務(11に掲げる事務に係るものに限る。)及び11に掲げる事務にあっては、岩見沢市及び南幌町に限る。)

<\*9>

函館市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、深川市、富良野市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
46 経 電気用品安全法 [法]  電気用品安全法施 行令 [政令]  電気用品安全法施 行規則 [省令]	1 法第45条第1項の規定による電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販 売の事業を除く。以下この項において同じ。)を行う者の業務に関する報告の徴収 2 法第46条第1項の規定による電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入検査又は 質問 3 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令 4 法第46条の2第2項の規定による損失の補償 5 政令第5条第2項の規定による経済産業大臣への報告 6 省令第47条第2項の規定による経済産業大臣への報告書の提出	5 稚内市、北斗市、松前町、 福島町、新ひだか町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>47 経 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 [法]  液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 [政令]  1から11まで、13から28まで、30から33まで、48、53、55及び58から61までに掲げる事務にあっては、2以上の市町村の区域内に、販売所を設置している液化石油ガス販売事業者が行う液化石油ガス販売事業及び事業所を設置している保安機関が行う保安業務に係る事務を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録 2 法第3条の2第1項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿への登録 3 法第3条の2第2項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の通知 4 法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 5 法第4条第2項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知 6 法第6条(法第35条の4において準用する場合を含む。)の規定による登録行政庁等の変更の届出の受理 7 法第8条(法第35条の4において準用する場合を含む。)の規定による液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理 8 法第10条第3項(法第35条の4において準用する場合を含む。)の規定による液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理 9 法第13条第2項の規定による災害の発生の防止に関する必要な措置の命令 10 法第14条第2項の規定による一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令 11 法第16条第3項の規定による貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令 12 法第16条の2第2項の規定による供給設備(札幌市の区域外に設置された供給設備を除き、道の区域内に販売所を設置している液化石油ガス販売事業者の当該販売所に係る供給設備で札幌市の区域内に設置されたものを含む。)に関する技術上の基準への適合命令 13 法第19条第2項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出の受理 14 法第21条第2項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理 15 法第22条の規定による業務主任者等の解任の命令 16 法第23条(法第35条の4において準用する場合を含む。)の規定による液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理 17 法第25条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し 18 法第26条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令 19 法第26条の2の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の消除 20 法第29条第1項の規定による保安機関の認定 21 法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新 22 法第33条第1項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可 23 法第33条第2項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理 24 法第34条第3項の規定による保安業務の実施等の命令 25 法第35条第1項の規定による保安業務規程の制定又は変更の認可 26 法第35条第3項の規定による保安業務規程の変更の命令 27 法第35条の2の規定による保安機関に関する認定の基準への適合命令</p>	1 札幌市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(47のつづき)	28 法第35条の3の規定による保安機関の認定の取消し 29 法第35条の5の規定による消費設備に関する技術上の基準への適合命令 30 法第35条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定 31 法第35条の7の規定による販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理 32 法第35条の10第1項の規定による認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し 33 法第35条の10第2項の規定による認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し 34 法第36条第1項の規定による貯蔵施設等の設置の許可 35 法第37条の2第1項(法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設の位置等の変更の許可 36 法第37条の2第2項(法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設の撤去等の届出の受理 37 法第37条の3第1項(法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による貯蔵施設等の完成検査及び同項ただし書(法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理 38 法第37条の3第2項(法第37条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理 39 法第37条の4第1項の規定による充てん設備の許可 40 法第37条の5第3項の規定による充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令 41 法第37条の6第1項の規定による充てん設備の保安検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理 42 法第37条の6第3項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理 43 法第37条の7第1項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又はその使用の停止の命令 44 法第37条の7第2項の規定による特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知 45 法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理 46 法第38条の10第1項の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理 47 法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理 48 法第82条第1項の規定による液化石油ガス販売事業者又は保安機関の業務等の状況に関する報告の徴収 49 法第82条第1項の規定による液化石油ガス設備士又は特定液化石油ガス設備工事事業者の業務等の状況に関する報告の徴収(札幌市の区域外に設置された供給設備の液化石油ガス設備工	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(47のつづき)	<p>事及び特定液化石油ガス設備工事に係る報告の徴収を除き、道の区域内に販売所を設置している液化石油ガス販売事業者の当該販売所に係る供給設備で札幌市の区域内に設置されたものの液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備工事に係る報告の徴収を含む。)</p> <p>50 法第82条第1項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者(2以上の道の市町村の区域内にのみ、販売所を設置している液化石油ガス販売事業者及び事業所を設置している保安機関を除く。52及び56に掲げる事務において同じ。)の業務等の状況に関する報告の徴収</p> <p>51 法第82条第2項の規定による充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収</p> <p>52 法第83条第1項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問</p> <p>53 法第83条第3項の規定による液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去</p> <p>54 法第83条第3項の規定による充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問</p> <p>55 法第83条第4項の規定による保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質問</p> <p>56 法第83条の2第1項の規定による液化石油ガス器具等の提出の命令</p> <p>57 法第83条の2第2項の規定による損失の補償</p> <p>58 法第87条第1項の規定による関係行政機関への通報</p> <p>59 法第87条第2項の規定による消防長からの要請の受理</p> <p>60 法第88条第2項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消しの公示</p> <p>61 法第90条第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等に係る聴聞</p> <p>62 政令第13条第8項の規定による経済産業大臣への報告(12、49、50、52及び56に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
48 経 砂利採取法 [法]  北海道砂利採取計 画の認可に関する条 例 [条例]  北海道砂利採取計 画の認可に関する条 例施行規則 [規則]  砂利採取場の区域が2 以上の市町村の区域に わたるもの及び砂利採 取場の区域の全部又は 一部が法第16条に規 定する河川区域等の区 域内にあるものを除く。	<p>1 法第16条の規定による砂利の採取計画の認可</p> <p>2 法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可</p> <p>3 法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理</p> <p>4 法第20条第3項の規定による氏名等の変更の届出の受理</p> <p>5 法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令</p> <p>6 法第23条第1項又は第2項の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令(法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者に対する命令を除く。)</p> <p>7 法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理</p> <p>8 法第26条の規定による認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令</p> <p>9 法第31条第1項の規定による砂利の採取計画の認可(変更の認可を含む。)の条件の付与</p> <p>10 法第33条の規定による砂利採取業を行う者に対する業務に関する報告の徴収(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)</p> <p>11 法第34条第2項の規定による砂利採取業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)</p> <p>12 法第38条第1項の規定による砂利の採取の停止の命令に係る聴聞</p> <p>13 法第43条の規定による国又は地方公共団体との協議</p> <p>14 条例第2条第1項の規定による砂利の採取計画の概要に係る協議</p> <p>15 条例第2条第1項ただし書の規定による協議を要しない旨の認定</p> <p>16 条例第2条第4項の規定による災害の防止上周知が必要である旨の認定</p> <p>17 条例第2条第6項の規定による周知又は協議の結果の報告の受理</p> <p>18 条例第3条第3号の規定による災害の防止のための措置を講ずる必要がある旨の認定</p> <p>19 条例第6条の規定による災害の防止上保証措置が必要である旨の認定</p> <p>20 条例第7条第2項の規定による技術的細目の策定</p> <p>21 条例第7条第3項の規定による砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見の聴取</p> <p>22 規則第2条第2項の規定による災害の防止のための措置の通知</p> <p>23 規則第3条第3項の規定による災害の防止のための措置の認定</p> <p>24 規則第5条第1項第3号の規定による適正な保証措置の認定</p>	1 稚内市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
49 経 電気工事業の業務 の適正化に関する法 律 [法]  電気工事業の業務 の適正化に関する法 律施行規則 [省令]	<p>1 法第3条第1項の規定による電気工事業を営もうとする者の登録</p> <p>2 法第3条第3項の規定による登録電気工事業者の更新の登録</p> <p>3 法第5条(法第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録電気工事業者登 録簿への登録</p> <p>4 法第6条第2項(法第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否の通 知</p> <p>5 法第7条第1項の規定による登録電気工事業者の登録証の交付</p> <p>6 法第8条第3項の規定による登録行政庁の変更の届出の受理</p> <p>7 法第9条第3項の規定による登録電気工事業者の地位の承継の届出の受理</p> <p>8 法第10条第1項(法第17条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による電気工事業 者の氏名等の変更の届出の受理</p> <p>9 法第11条(法第17条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による電気工事業の廃止 の届出の受理</p> <p>10 法第12条の規定による登録電気工事業者の登録証の再交付</p> <p>11 法第14条の規定による登録電気工事業者の登録の消除</p> <p>12 法第15条の規定による登録電気工事業者の登録証の返納の受理</p> <p>13 法第16条の規定による登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧</p> <p>14 法第17条第2項の規定による電気工事の施工の差止めの命令</p> <p>15 法第17条の2第1項の規定による自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理</p> <p>16 法第17条の2第3項の規定による通知電気工事業者からの通知の受理</p> <p>17 法第17条の3の規定による自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の延期等の勧告</p> <p>18 法第27条第1項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令</p> <p>19 法第27条第2項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令</p> <p>20 法第27条第3項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令に係る通 知</p> <p>21 法第28条第1項の規定による登録電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止の命令</p> <p>22 法第28条第2項の規定による通知電気工事業者の事業の停止の命令</p> <p>23 法第28条第3項の規定による登録電気工事業者の登録の取消し等に係る通知</p> <p>24 法第29条第1項の規定による電気工事業を営む者の業務に関する報告の徴収又は営業所等に 係る立入検査若しくは質問</p> <p>25 法第30条第1項の規定による電気工事業者の事業の停止の命令に係る聴聞</p> <p>26 法第33条の規定による苦情の処理のあっせん等</p> <p>27 法第34条第4項の規定による建設業者が電気工事業を開始した旨等の届出</p>	2 稚内市、新ひだか町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(49のつづき)	28 法第34条第5項の規定による建設業者が自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始した旨等の通知 29 省令第6条第2項の規定による登録電気工事業者の登録証の訂正 30 省令第9条第3項の規定による登録電気工事業者の登録証の受理	
50 経	石油パイプライン事業法 [法]	1 法第34条第1項の規定による他人の土地への立入りの許可 2 法第34条第2項の規定による通知及び意見書の提出の機会の付与	1 北見市
51 経	中小売商業振興法 [法]  中小売商業振興法施行令 [政令]	1 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定 2 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定 3 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定 4 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定 5 法第4条第8項(政令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議 6 法第13条第1項の規定による高度化事業の実施状況の報告の徴収 7 政令第9条第1項の規定による高度化事業計画の変更の認定 8 政令第9条第2項の規定による高度化事業計画の認定の取消し	3 北見市、美幌町、新ひだか町
52 経	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 [法]  北海道商工会連合会が作成する基盤施設計画及び連携計画に係るもの	1 法第5条第1項の規定による基盤施設計画の認定 2 法第6条第1項の規定による法第5条第1項の認定に係る基盤施設計画の変更の認定 3 法第6条第2項の規定による認定基盤施設計画の認定の取消し 4 法第18条第1項の規定による連携計画の認定 5 法第19条第1項の規定による法第18条第1項の認定に係る連携計画の変更の認定 6 法第19条第2項の規定による認定連携計画の認定の取消し 7 法第22条第1項の規定による基盤施設事業又は連携事業の実施状況に関する報告の徴収	1 美幌町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>53 経</p> <p>大規模小売店舗立地法 [法]</p> <p>大規模小売店舗立地法施行規則 [省令]</p>	<p>1 法第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理</p> <p>2 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による大規模小売店舗の名称等の公告及び届出等の縦覧</p> <p>3 法第6条第1項又は第2項の規定による大規模小売店舗の新設に係る届出事項の変更の届出の受理</p> <p>4 法第6条第5項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の受理</p> <p>5 法第6条第6項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の公告</p> <p>6 法第8条第2項の規定による意見を有する者からの意見書の受理</p> <p>7 法第8条第3項の規定による意見を有する者からの意見の概要の公告及び縦覧</p> <p>8 法第8条第4項の規定による意見の陳述又は意見を有しない旨の通知</p> <p>9 法第8条第6項の規定による意見の概要の公告及び縦覧</p> <p>10 法第8条第7項の規定による届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の受理</p> <p>11 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告</p> <p>12 法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告</p> <p>13 法第9条第4項の規定による必要な変更に係る届出の受理</p> <p>14 法第9条第7項の規定による勧告に係る届出をした者が勧告に従わないときの公表</p> <p>15 法第11条第3項の規定による大規模小売店舗の新設の届出をした者等の地位の承継の届出の受理</p> <p>16 法第14条第1項の規定による大規模小売店舗を設置する者からの報告の徴収</p> <p>17 法第14条第2項の規定による大規模小売店舗において小売業を行う者からの報告の徴収</p> <p>18 法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理</p> <p>19 省令第5条の規定による公告の方法の認定</p> <p>20 省令第8条の規定による軽微な変更の認定</p> <p>21 省令第10条の規定による公告の方法の認定</p> <p>22 省令第11条第1項ただし書の規定による説明会の回数の指定</p> <p>23 省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要がない旨の認定</p> <p>24 省令第12条第3号の規定による公告の方法の認定</p> <p>25 省令第13条第1項の規定による説明会開催者の責めに帰することができない事由の認定</p> <p>26 省令第13条第2項第3号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定</p> <p>27 省令第14条の規定による公告の方法の認定</p> <p>28 省令第15条の規定による公告の方法の認定</p> <p>29 省令第17条の規定による公告の方法の認定</p>	<p>1 北斗市</p>

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
54 農	農地法 [法]	1 法第3条第1項及び第3項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可 2 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転(1に掲げる事務に係るものに限る。) 3 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示(2に掲げる事務に係るものに限る。) 4 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取(1から3までに掲げる事務に係るものに限る。)	136 <*10>に掲げる市町村

<\*10>

小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、歌志内市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、仁木町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、羽幌町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、平取町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、別海町、中標津町、標津町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
55 農	農地法 [法]  許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。	<p>1 法第4条第1項、第3項及び第4項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)</p> <p>2 法第5条第1項並びに同条第3項において準用する法第3条第3項及び法第4条第3項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。)</p> <p>3 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転(1、2及び7に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>4 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示(3に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>5 法第82条第5項の規定による損失の補償(3に掲げる事務に係るもの(7に掲げる事務に係るものにあっては、1及び2に掲げる事務に係るものに限る。)に限る。)</p> <p>6 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取(1から5まで及び7に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>7 法第83条の2の規定による違反転用に対する処分又は違反を是正する措置等の命令(1及び2に掲げる事務並びに同条第1号(法第73条第1項に係る部分を除く。以下この項において同じ。)又は第3号(法第83条の2第1号に係る部分に限る。)に該当する者に係る事務に係るものに限る。)</p>	101 <*11>に掲げる市町村
<*11> 小樽市、室蘭市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、伊達市、北斗市、知内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、せたな町、寿都町、留寿都村、喜茂別町、泊村、神恵内村、積丹町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、浦臼町、幌加内町、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、羽幌町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、別海町、標津町			

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
56 農 農地法 [法] 農地法施行規則 [省令]	<p>1 法第7条第1項第3号、第4号又は第6号及び同条第3項の規定による所有制限の例外となる小作地の指定</p> <p>2 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>3 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示(2に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>4 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取(1から3までに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>5 省令第10条の2第1項又は第2項の規定による指定書の交付</p>	16 稚内市、士別市、砂川市、登別市、北斗市、黒松内町、南幌町、月形町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、美幌町、湧別町、白老町、標津町
57 農 農地法 [法]	<p>1 法第20条第1項、第3項及び第4項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可</p> <p>2 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>3 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示(2に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>4 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取(1から3までに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	136 <*12>に掲げる市町村

<\*12>

小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、仁木町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、羽幌町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、平取町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、本別町、浦幌町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、別海町、中標津町、標津町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
58 農	家畜取引法 [法]	1 法第27条第1項の規定による臨時市場の開設の届出の受理 2 法第29条第1項の規定による家畜取引の状況等に関する報告の聴取(1に掲げる事務に係るものに限る。) 3 法第29条第2項の規定による市場に係る立入検査(1に掲げる事務に係るものに限る。)	4 八雲町、中川町、幕別町、中標津町
59 農	農業振興地域の整備に関する法律 [法]	1 法第15条の2第1項、第5項及び第6項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 2 法第15条の3の規定による開発行為の中止等の命令 3 法第15条の4第1項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為に係る勧告 4 法第15条の4第2項の規定による開発行為を行っている者が勧告に従わないときの公表	116 <*13>に掲げる市町村

<\*13>

小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、登別市、伊達市、北斗市、当別町、松前町、福島町、知内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、寿都町、黒松内町、ニセコ町、留寿都村、喜茂別町、積丹町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、沼田町、幌加内町、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、平取町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、浜中町、白糠町、別海町、中標津町、標津町

60 農	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 [法]  畜産業を営む者の事業場又は事務所が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。	1 法第4条の規定による指導及び助言 2 法第5条第1項の規定による管理基準を遵守すべき旨の勧告 3 法第5条第2項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令 4 法第6条第1項の規定による命令又は事業場に係る立入検査 5 法第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定 6 法第10条第1項の規定による法第9条第1項の認定を受けた処理高度化施設整備計画の変更の認定 7 法第10条第2項の規定による認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し 8 法第13条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の聴取	2 登別市、鷹栖町
---------	--	--	-----------

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
61 農	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 [条例]  北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則 [規則]	1 条例第3条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録 2 条例第6条の規定による病害虫の防除の命令 3 条例第9条第1項の規定による生産に係る報告の聴取又は立入調査 4 条例第10条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録の取消し 5 規則第6条第1項の規定による登録証票の交付 6 規則第6条第2項の規定による登録を不適当と決定した旨の通知 7 規則第8条第1項の規定による登録証票の返還の命令 8 規則第9条の規定による種馬鈴しょの生産の廃止又は休止の届出の受理 9 規則第10条の規定による登録証票の再交付	73 < *14>に掲げる市町村
< *14> 札幌市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、千歳市、深川市、富良野市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、当別町、森町、八雲町、長万部町、厚沢部町、今金町、せたな町、黒松内町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、美深町、遠別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、大空町、厚真町、安平町、むかわ町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町、弟子屈町、別海町、中標津町			
62 水	森林法 [法]  北海道林地開発許可に関する規則 [規則]	1 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可 2 法第10条の2第6項の規定による北海道森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取 3 法第10条の3の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令 4 規則第4条の規定による林地開発変更届出書の受理 5 規則第5条の規定による林地開発行為着手届出書の受理 6 規則第6条第1項の規定による災害の防止のため必要がある旨の認定 7 規則第6条第2項の規定による林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書の受理 8 規則第7条第1項の規定による林地開発行為一時中止(廃止)届出書の受理 9 規則第7条第2項の規定による林地開発行為一時中止(廃止)災害防止措置完了届出書の受理 10 規則第7条第3項の規定による林地開発行為再開届出書の受理 11 規則第8条の規定による林地開発行為施行状況報告書の受理 12 規則第9条の規定による林地開発行為完了(工区完了)届出書の受理 13 規則第10条の規定による林地開発行為災害発生届出書の受理 14 規則第11条の規定による林地開発行為承継届出書の受理 15 規則第12条の規定による林地開発行為復旧着手(完了)届出書の受理	2 稚内市、北斗市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
63 水 北海道漁港管理条例 [条例]  北海道漁港管理条例施行規則 [規則]	<p>1 条例第5条の規定による船舟、いかだ又は車両の移動の命令(漁港区域外への移動の命令を除く。)</p> <p>2 条例第7条第1項の規定による危険物等を積載した船舟の停けい泊の場所の指示</p> <p>3 条例第7条第2項の規定による危険物等の荷役の許可</p> <p>4 条例第10条第2項の規定による指定区域内の甲種漁港施設における漁獲物等の陸揚等に係る指示</p> <p>5 条例第10条第3項ただし書の規定による船舟の指定区域外に移動しないことの許可</p> <p>6 条例第11条の規定による甲種漁港施設の利用の届出の受理</p> <p>7 条例第13条第1項及び第2項の規定による同条第1項第1号に規定する者に係る甲種漁港施設の使用の許可</p> <p>8 条例第13条第3項ただし書の規定による甲種漁港施設の使用の期間の延長(7に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>9 条例第16条第1項の規定による甲種漁港施設の利用料等(利用料及び使用料(7に掲げる事務に係るものに限る。)に限る。以下この項において同じ。)の徴収</p> <p>10 条例第16条第2項ただし書又は第3項の規定による甲種漁港施設の利用料等の後納又は分納の承認</p> <p>11 条例第17条の規定による入港又は出港の届出の受理</p> <p>12 条例第18条の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は許可に係る行為の中止の命令(7に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>13 規則第8条第2項の規定による泊地及び係留施設利用証の交付</p> <p>14 規則第8条第3項の規定による泊地及び係留施設利用証の確認</p> <p>15 規則第8条第4項の規定による泊地及び係留施設利用証の書換え交付又は再交付</p> <p>16 規則第13条第4項の規定による施設使用許可指令書及び施設使用許可済証の交付</p> <p>17 規則第13条第6項の規定による船舟名又は推進機関の種類若しくは馬力の変更の届出の受理</p> <p>18 規則第13条第7項の規定による甲種漁港施設の使用の中止の届出の受理</p> <p>19 規則第13条第8項の規定による施設使用許可指令書等の再交付</p>	74 <*15>に掲げる市町村

<\*15>

函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町、島牧村、寿都町、蘭越町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、猿払村、浜頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町、豊浦町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>64 建 公有水面埋立法 [法] 公有水面埋立法施行令 [政令] 公有水面埋立法施行細則 [規則] 政令第32条各号に掲げる埋立ての免許に係るもの、埋立てに関する工事の施工区域(以下この項において「施工区域」という。)に海面以外の公有水面を含むもの及び施工区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。</p>	<p>1 法第2条第1項の規定による埋立ての免許 2 法第3条第1項(法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による埋立ての免許等の出願に係る告示及び縦覧並びに意見の聴取 3 法第3条第2項(法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による埋立ての免許等の出願に係る告示をした旨の通知 4 法第3条第3項(法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による利害関係を有する者からの意見書の受理 5 法第6条第3項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による補償又は損害の防止の施設に関する裁定 6 法第10条(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代替施設等又は補償の命令 7 法第11条(法第13条の2第2項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による埋立ての免許等に係る告示 8 法第12条第1項の規定による免許料の徴収 9 法第13条の規定による埋立てに関する工事の着手及び竣(しゅん)功の期間の指定 10 法第13条の2第1項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による埋立区域の縮少等の許可等 11 法第14条第1項(同条第4項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による他人の土地への立入り等の許可又は通知の受理 12 法第16条第1項の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可 13 法第20条の規定による権利義務の承継の届出の受理 14 法第22条第1項の規定による竣工認可 15 法第22条第2項の規定による竣工認可の告示 16 法第23条第1項ただし書の規定による竣工認可の告示の日前における工作物の設置の許可 17 法第27条第1項の規定による埋立地の所有権の移転又は地上権等の設定の許可 18 法第29条第1項の規定による埋立地の用途の変更の許可 19 法第30条の規定による災害防止に関する命令 20 法第31条(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工作物等の除却の命令 21 法第32条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による埋立ての免許の取消し等 22 法第32条第2項の規定による補償の命令 23 法第33条第1項の規定による更正等の命令 24 法第34条第1項ただし書の規定による埋立ての免許の効力の復活</p>	5 留萌市、稚内市、登別市、北斗市、標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(64のつづき)	25 法第34条第2項の規定による埋立ての免許条件の変更 26 法第35条第1項ただし書(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の義務の免除 27 法第35条第2項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による土砂等の帰属の決定 28 法第37条の規定による鑑定人の意見の聴取 29 法第38条の規定による免許料等の強制徴収 30 法第42条第1項の規定による国が行う埋立ての承認 31 法第42条第2項の規定による工事竣工の通知の受理 32 法第43条の規定による国が埋立てをした埋立地の帰属の決定 33 政令第1条第1項の規定による出願名義の変更の届出の受理 34 政令第1条第2項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による出願の承継の届出の受理 35 政令第2条第1項の規定による埋立区域の制限 36 政令第6条の規定による埋立ての免許に係る条件の付与 37 政令第8条ただし書(政令第14条及び第30条において準用する場合を含む。)の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可等 38 政令第10条第2項(政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議のてん末の届出の受理 39 政令第12条第1項(政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による裁判の申請の要領等の告知 40 政令第12条第1項ただし書(政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による裁判の申請の要領等の告示 41 政令第13条(政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による裁定書の謄本の交付 42 政令第13条ただし書(政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による裁判の要領の告示 43 政令第15条第2項(同条第5項の規定によりこれに準ずることとされる場合及び政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による代替施設等又は補償の命令に係る申請の要領等の告知 44 政令第15条第4項(同条第5項の規定によりこれに準ずることとされる場合及び政令第30条において準用する場合を含む。)の規定による代替施設等又は補償の命令をした旨の通知 45 政令第16条第2項(政令第17条第2項においてその例による場合を含む。)の規定による埋立地の価額の認定 46 政令第17条第3項の規定による埋立地利用方法の変更の届出の受理 47 政令第19条第1項ただし書の規定による免許料の半額の納付期限の決定 48 政令第19条第3項の規定による免許料の額及び納付期限の決定及び告知	

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(64のつづき)	49 政令第24条の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可又は権利義務の承継の届出の告示 50 規則第7条(規則第18条において準用する場合(公有水面埋立法第42条第3項において同法を準用する場合に限る。)を含む。)による補償金額の供託の届出の受理 51 規則第17条の規定による原状回復の検査	
65 建	国有財産法 [法]  国土交通省所管の国有財産(道路法第8条第1項に規定する市町村道及び同法第17条第1項の規定により札幌市が管理する道道並びに河川法第9条第5項の規定により札幌市長が管理する一級河川及び同法第100条第1項の規定により市町村長が指定した河川(以下この項において「準用河川」という。)に限る。)に係るものに限る。	1 法第31条の2第1項の規定による他人の占有する土地への立入り 2 法第31条の2第2項の規定による占有者への立入りの通知及びその所在が知れないときの公告 3 法第31条の2第5項の規定による損失の補償 4 法第31条の3第1項又は第3項の規定による境界確定の協議の要求又は確定された境界の明示 5 法第31条の4第1項の規定による境界の決定のための調査等 6 法第31条の4第2項及び第3項の規定による境界の決定 7 法第31条の4第5項の規定による決定した境界及びこれを決定した経過の隣接地の所有者等への通知及び公告 8 法第31条の5第1項の規定による隣接地の所有者等からの境界に同意しない旨の通告の受理 9 法第31条の5第3項の規定による境界が確定した旨の隣接地の所有者等への通知及び公告	180 各市町村 (100) (準用河川に係る事務については、<*16>に掲げる市町村に限る。)

<\*16>

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帶広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苦小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、紋別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、富良野市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、鹿部町、八雲町、上ノ国町、乙部町、今金町、せたな町、島牧村、黒松内町、共和町、古平町、仁木町、余市町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、美瑛町、中富良野町、美深町、音威子府村、中川町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、清里町、訓子府町、置戸町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、清水町、大樹町、広尾町、豊頃町、浦幌町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町、中標津町、標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
66 <b>建</b> 屋外広告物法 [法]  北海道屋外広告物 条例 [条例]  北海道屋外広告物 条例施行規則 [規則]	1 法第7条第3項の規定による除却等の代執行及びその費用の徴収(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。) 2 法第8条第1項の規定による広告物又は掲出物件(法第7条第4項の規定により除却し、又は除却させたはり札等、広告旗又は立看板等を除く。3から7まで、24及び25に掲げる事務において同じ。)の保管 3 法第8条第2項の規定による広告物又は掲出物件を保管した場合の公示 4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の評価、売却及びその売却した代金の保管 5 法第8条第4項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄 6 法第8条第5項の規定による広告物又は掲出物件の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。 7 法第8条第6項の規定により広告物又は掲出物件の措置に要した費用を所有者等に負担させること。 8 条例第3条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可(北海道景観条例(平成20年北海道条例第56号)第30条に規定する北海道景観審議会の意見を聽かなければならないこととされている許可を除く。) 9 条例第6条第2項の規定による公共的目的等をもった広告物の表示又はこれらを掲出する物件の設置の許可 10 条例第6条の2の規定による国等との協議 11 条例第7条の4第6項の規定による指導、助言及び勧告 12 条例第9条の規定による許可に係る広告物又は掲出物件への検印及び許可証票の交付(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。) 13 条例第10条第1項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の内容の変更等の許可(8及び9に掲げる事務に係るものに限る。) 14 条例第10条第2項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の継続の許可(8及び9に掲げる事務に係るものに限る。) 15 条例第11条の2第1項の規定による出願者の氏名又は住所の変更の届出の受理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。) 16 条例第11条の2第2項の規定による許可に係る広告物又は掲出物件の承継の届出の受理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。) 17 条例第12条第2項の規定による広告物又は掲出物件を除却した旨の届出の受理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。) 18 条例第12条の2第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。)	9 稚内市、登別市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、豊富町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(66のつづき)	<p>19 条例第13条の規定による許可の取消し又は広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止等の命令(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>20 条例第14条第1項本文の規定による違反に係る広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止等の命令(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。)</p> <p>21 条例第14条第1項ただし書の規定による広告物又は掲出物件の除却等の措置をなすこと(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。)。</p> <p>22 条例第14条第2項の規定による期限の設定、除却をすべき旨及び自ら除却する旨の告示(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。)</p> <p>23 条例第14条の2の規定による商号等の公表((19)及び(20)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>24 条例第16条第2項の規定による広告物又は掲出物件の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧</p> <p>25 条例第20条の規定による広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)の返還</p> <p>26 規則第4条第4項の規定による書類の提出の要求(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>27 規則第8条の3第1項の規定による屋外広告物管理者選任等届の受理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>28 規則第10条の規定による掲出物件の表示内容の変更の届出の受理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>29 規則第11条の規定による許可申請書副本への許可印の押印及びその交付(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>30 規則第13条の規定による届書への届済証印の押印及びその交付(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>31 規則第16条の規定による屋外広告物許可台帳の備付け及び所定事項の記入整理(8、9、13及び14に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
67 <b>建</b> 屋外広告物法 [法]  北海道屋外広告物 条例 [条例]  北海道屋外広告物 条例施行規則 [規則]	1 法第7条第4項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任 2 法第8条第1項の規定による広告物又は掲出物件(法第7条第4項の規定により除却し、又は除却させたはり札等、広告旗又は立看板等に限る。以下この項において「広告物等」という。)の保管 3 法第8条第2項の規定による広告物等を保管した場合の公示 4 法第8条第3項の規定による広告物等の評価、売却及びその売却した代金の保管 5 法第8条第4項の規定による広告物等の廃棄 6 法第8条第5項の規定による広告物等の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。 7 法第8条第6項の規定により広告物等の措置に要した費用を所有者等に負担させること。 8 条例第16条第2項の規定による広告物等の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧 9 条例第20条の規定による広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)の返還	177 各市町村(札幌市、函館市及び旭川市を除く。)

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
68 建 土地区画整理法 [法]  土地区画整理法施行令 [政令]  個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)又は土地区画整理組合(以下この項において「組合」という。)が施行する土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。	<p>1 法第4条第1項の規定による事業の施行の認可</p> <p>2 法第9条第3項(法第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>3 法第10条第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>4 法第11条第4項の規定による施行者の変動による規約の認可</p> <p>5 法第11条第7項の規定による施行者の変動の届出の受理</p> <p>6 法第11条第8項の規定による規約の認可又は施行者の変動の届出の受理をした場合の公告</p> <p>7 法第13条第1項の規定による事業の廃止又は終了の認可</p> <p>8 法第14条第1項又は第2項の規定による組合の設立の認可</p> <p>9 法第14条第3項の規定による事業計画の認可</p> <p>10 法第20条第1項及び第5項(法第39条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による事業計画の縦覧の手続</p> <p>11 法第20条第2項、第3項及び第5項(法第39条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による事業計画に係る意見書の処理の手続</p> <p>12 法第21条第3項の規定による組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>13 法第21条第4項の規定による組合の名称等の公告</p> <p>14 法第28条第8項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>15 法第29条第1項及び第2項の規定による組合の理事の氏名等の届出の受理及び公告</p> <p>16 法第39条第1項の規定による組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可</p> <p>17 法第39条第4項の規定による組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>18 法第39条第5項の規定による組合の名称等の公告</p> <p>19 法第45条第2項の規定による組合の解散の認可</p> <p>20 法第45条第5項の規定による組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告</p> <p>21 法第49条の規定による決算報告書の承認</p> <p>22 法第86条第1項の規定による換地計画の認可</p> <p>23 法第97条第1項の規定による換地計画の変更の認可</p> <p>24 法第103条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理</p> <p>25 法第103条第4項後段の規定による換地処分の届出があった場合の公告</p> <p>26 法第124条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の必要な措置の命令</p> <p>27 法第124条第2項及び第3項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告</p> <p>28 法第125条第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査</p> <p>29 法第125条第3項の規定による組合のした処分の取消し等の必要な措置の命令</p> <p>30 法第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消し</p>	11 小樽市、室蘭市、釧路市、 帯広市、北見市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、北広島市、石狩市

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(68のつづき)	31 法第125条第5項の規定による組合の総会、総会の部会又は総代会の招集 32 法第125条第6項の規定による組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施 33 法第125条第7項の規定による組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し 34 法第136条の規定による北海道農業会議及び関係土地改良区からの意見の聴取 35 政令第16条第2項の規定による解任投票所等の設定及びこれらの事項等の公告	
69 建	土地区画整理法 [法]	1 法第76条第1項から第3項までの規定による施行地区内における土地の形質の変更等の許可 2 法第76条第4項の規定による原状回復等の命令 3 法第76条第5項の規定による原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	96 <*17>に掲げる市町

<\*17>

小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、俱知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
70 建 租税特別措置法 [法]  租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則 [規則]  宅地の造成区域が他の市町村の区域にわたるものexcluding。	<p>1 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与する旨の認定</p> <p>2 規則第3条の規定による租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ又は第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下この項において「優良宅地認定」という。)をしたときの優良宅地認定書の交付</p> <p>3 規則第4条の規定による宅地造成の計画の変更の認定</p> <p>4 規則第5条第2項の規定による宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合している旨の優良宅地証明書の交付</p> <p>5 規則第6条の規定による宅地の造成に関する工事の廃止の届出の受理</p> <p>6 規則第7条の規定による優良宅地認定に基づく地位を承継した者からの地位承継届出書の受理</p> <p>7 規則第8条第1項の規定による旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第4条の規定により認可を受けた宅地(以下この項において「旧認可宅地」という。)の造成に係る優良宅地認定書の交付</p> <p>8 規則第8条第2項の規定による旧認可宅地の造成に係る優良宅地証明書の交付</p> <p>9 規則第9条第2項又は第3項の規定による土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定により土地区画整理事業が完了した後換地処分により取得した宅地又は仮換地指定の段階にある土地に係る優良宅地認定(租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ又は第63条第3項第5号イの規定に基づくものに限る。)をしたときの優良宅地認定証明書の交付</p>	4 札幌市、北見市、稚内市、登別市
71 建 租税特別措置法 [法]  租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則 [規則]	<p>1 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号又は法第68条の69第3項第6号の規定による優良な住宅の供給に寄与する旨の認定</p> <p>2 規則第5条の規定による租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定を行った場合の認定済証の交付</p>	180 各市町村  (法第68条の69第3項第6号に規定する住宅に係る事務にあっては、夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、江差町、清里町、大空町及び浦河町を除く。)  (112)

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
72 建	租税特別措置法施行令 [政令]  施行地区が他の市町村の区域にわたるものを除く。	1 政令第20条の2第11項又は第38条の4第20項の規定による事業の認定 2 政令第25条の4第2項、第39条の7第9項又は第39条の106第2項の規定による特定民間再開発事業の認定 3 政令第25条の4第16項、第39条の7第11項又は第39条の106第4項の規定による事情の認定	2 札幌市、旭川市
73 建	駐車場法 [法]	1 法第12条の規定による路外駐車場の設置又は変更の届出の受理 2 法第13条第1項又は第4項の規定による管理規程の制定又は変更の届出の受理 3 法第14条の規定による路外駐車場の供用の休止等の届出の受理 4 法第18条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は路外駐車場等への立入検査 5 法第19条の規定による是正のための必要な措置及び供用停止の命令	96 <*18>に掲げる市町
<*18> 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、俱知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町			
74 建	住宅地区改良法 [法]	1 法第9条第1項から第3項までの規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可 2 法第9条第4項の規定による原状回復等の命令 3 法第9条第5項の規定による原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	177 各市町村(札幌市、函館市及び旭川市を除く。)

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
75 建 宅地造成等規制法 [法]	<p>1 法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>2 法第3条第3項の規定による宅地造成工事規制区域の公示及び国土交通大臣への報告</p> <p>3 法第4条第1項の規定による他人の占有する土地への立入り</p> <p>4 法第4条第2項の規定による占有者への立入りの通知</p> <p>5 法第4条第3項の規定による占有者への立入りの告知</p> <p>6 法第5条第1項の規定による立入調査等に係る土地の試掘等の許可</p> <p>7 法第6条第2項の規定による立入調査等に係る土地の試掘等の許可証の交付</p> <p>8 法第7条第1項の規定による損失の補償</p> <p>9 法第7条第2項の規定による損失を受けた者との協議</p> <p>10 法第7条第3項の規定による裁決の申請</p>	<p>2 小樽市、登別市</p> <p>(6及び7に掲げる事務については、各市町村(札幌市、函館市及び旭川市を除く。))</p> <p>(177)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>76 建 宅地造成等規制法 [法]  宅地造成等規制法 施行規則 [省令]  宅地造成等規制法 施行細則 [規則]  道が行うものを除く。</p>	<p>1 法第8条第1項本文及び第3項の規定による宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事(以下この項において「宅地造成工事」という。)の許可 2 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成工事の許可又は不許可の通知 3 法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国等が行う宅地造成工事に係る協議 4 法第12条第1項及び同条第3項において準用する法第8条第3項の規定による宅地造成工事の計画の変更の許可 5 法第12条第2項の規定による宅地造成工事の計画の変更の届出の受理 6 法第13条第1項及び第2項の規定による宅地造成工事の完了の検査及び検査済証の交付 7 法第14条第1項の規定による宅地造成工事の許可の取消し 8 法第14条第2項の規定による宅地造成工事の停止又は災害防止のため必要な措置等の命令 9 法第14条第3項の規定による宅地使用の禁止等又は災害防止のため必要な措置等の命令 10 法第14条第4項の規定による緊急の場合における宅地造成工事の施工の停止及び宅地造成工事に係る作業の停止の命令 11 法第14条第5項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による法第14条第2項又は第3項の措置の代執行及び措置をとるべき旨等の公告 12 法第15条第1項、第2項又は第3項の規定による宅地造成工事等の届出の受理 13 法第16条第2項の規定による災害防止のため必要な措置等の勧告 14 法第17条第1項又は第2項の規定による災害発生の防止のための改善命令 15 法第18条第1項の規定による宅地造成工事の立入検査 16 法第19条の規定による宅地造成工事に係る報告の徴取 17 省令第30条の規定による法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付 18 規則第4条第1項の規定による許可に係る工事に着手したときの工事着手届の受理 19 規則第4条第2項の規定による工事の完了前における工事の中止等の届出の受理 20 規則第7条の2の規定による災害の防止上支障がないと認めたときの技術的基準の緩和 21 規則第8条第2項ただし書の規定による災害の防止上支障がない旨の認定 22 規則第9条第2項の規定による協議が成立したときの通知 23 規則第9条の2の規定による工事の一部が完了した場合の工事完了の検査</p>	10 小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、苫小牧市、富良野市、登別市、北広島市、白老町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
<p>77 建 都市計画法 [法]  都市計画法施行規則 [省令]  都市計画法施行細則 [規則]  開発審査会の承認を経て、別に知事が定めたものに係るものと除く。)を除く。</p>	<p>1 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可 2 法第34条第13号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による省令で定める事項の届出の受理 3 法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による国等が行う開発行為に係る協議 4 法第35条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為の許可又は不許可の通知 5 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 6 法第35条の2第3項の規定による開発行為の変更の届出の受理 7 法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事が完了した旨の届出の受理 8 法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付 9 法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事が完了した旨の公告 10 法第37条第1号の規定による開発行為の許可を受けた開発区域内の土地における建築物等の建築等の承認 11 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理 12 法第41条第1項(法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建ぺい率等の指定 13 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可 14 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた開発区域内における建築物等の新築等の許可 15 法第42条第2項の規定による国が行う建築等に係る協議 16 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物等の新築等の許可 17 法第43条第3項の規定による国等が行う建築物等の新築等に係る協議 18 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認 19 法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管 20 法第47条第1項(法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による開発許可をしたときの開発登録簿への登録 21 法第47条第2項又は第3項(これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への付記 22 法第47条第4項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の修正</p>	<p>25 小樽市、室蘭市、釧路市、 帯広市、北見市、網走市、 苫小牧市、稚内市、江別市、 名寄市、千歳市、富良野市、 登別市、伊達市、北広島市、 石狩市、北斗市、七飯町、 森町、長万部町、美瑛町、 白老町、音更町、芽室町、 幕別町  (2及び15に掲げる事務に (18)あつては、網走市、稚内市、 名寄市、富良野市、森町、 長万部町及び美瑛町を除く。)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(77のつづき)	<p>23 法第47条第5項(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付</p> <p>24 法第79条の規定による許可、認可又は承認に係る条件の付与((1)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>25 法第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>26 法第81条第1項の規定による開発許可等の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>27 法第81条第3項の規定による工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>28 法第82条第1項の規定による法第81条の規定による権限を行うための立入検査((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>29 省令第37条の規定による開発行為の廃止の届出があった場合の開発登録簿の閉鎖</p> <p>30 規則第11条の規定による許可に係る工事に着手したときの工事着手届の受理</p> <p>31 規則第16条の規定による開発許可等に基づく地位を承継した者からの承継届出書の受理</p>	

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
78 建 都市計画法 [法]  都市計画法施行規則 [省令]  都市計画法施行細則 [規則]	<p>1 法第52条の2第1項(法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>2 法第52条の2第2項(法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)又は法第53条第2項において準用する法第42条第2項の規定による国が行う土地の形質の変更等又は建築物の建築に係る協議</p> <p>3 法第53条第1項の規定による都市計画施設の区域内等における建築物の建築の許可</p> <p>4 法第65条第1項及び第2項の規定による都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可(土地の形質の変更等の行われる土地を事業地とする都市計画事業の施行者が市町であるもの(道路以外の都市計画施設の区域内における土地の形質の変更等に係る部分を除く。)に限る。5に掲げる事務において同じ。)</p> <p>5 法第65条第3項において準用する法第42条第2項の規定による国が行う土地の形質等の変更等に係る協議</p> <p>6 法第79条の規定による許可、認可又は承認に係る条件の付与(1、3及び4に掲げる事務に係るものに限る。7に掲げる事務において同じ。)</p> <p>7 法第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言</p> <p>8 法第81条第1項の規定による開発許可等の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令(1、3、4及び6に掲げる事務に係るものに限る。9及び10に掲げる事務において同じ。)</p> <p>9 法第81条第3項の規定による工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示</p> <p>10 法第82条第1項の規定による法第81条の規定による権限を行うための立入検査</p> <p>11 省令第60条の規定による法の規定に適合していることを証する書面の交付(法第53条第1項の規定に係るものに限る。)</p>	<p>96 &lt;*19&gt;に掲げる市町 (11に掲げる事務にあっては、省令第60条の規定により書面の交付を求めることができる市町を除く。)</p>

<\*19>

小樽市、室蘭市、釧路市、帶広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、俱知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
79 建 都市再開発法 [法]  都市再開発法施行規則 [省令]	<p>1 法第7条の4第1項の規定による市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可(2以上の市町の区域にわたるものを除く。(2)及び(3)に掲げる事務において同じ。)</p> <p>2 法第7条の5第1項の規定による違反を是正する措置の命令</p> <p>3 法第7条の5第2項の規定による是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告</p> <p>4 法第7条の6第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべき旨の申出の受理</p> <p>5 法第7条の6第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告</p> <p>6 法第7条の6第3項の規定による土地の買取り</p> <p>7 法第7条の6第4項の規定による土地の所有者への通知</p> <p>8 法第7条の6第5項の規定による土地を買い取らない旨の通知の受理</p> <p>9 法第60条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による他人の占有する土地への立入りの許可(道、独立行政法人都市再生機構又は北海道住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。10から16までに掲げる事務において同じ。)</p> <p>10 法第61条第1項の規定による他人の占有する土地の試掘等の許可</p> <p>11 法第62条第1項の規定による他人の占有する土地等への立入りに係る許可証の発行</p> <p>12 法第62条第2項の規定による他人の占有する土地の試掘等に係る許可証の発行</p> <p>13 法第66条第1項から第3項までの規定による土地の形質の変更等の許可</p> <p>14 法第66条第4項の規定による原状回復等の命令</p> <p>15 法第66条第5項の規定による原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告</p> <p>16 法第66条第7項及び第8項の規定による土地の形質の変更等の承認</p> <p>17 省令第1条の5第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方の公告の方法の決定</p>	<p>96 &lt;*20&gt;に掲げる市町 (4から8まで及び17に掲げる事務にあっては、北見市に限る。)</p>

<\*20>

小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苦小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、俱知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
80 建 都市再開発法 [法]  都市再開発法施行 令 [政令]  都市再開発法施行 規則 [省令]  個人施工者(市が個人 施工者となる場合を除 く。)、市街地再開発組 合(以下この項において 「組合」という。)又は再 開発会社が施工する第 一種市街地再開発事 業(施工地区が2以上 の市町の区域にわたる ものを除く。以下この項 において「事業」という。) に係るものに限る。	<p>1 法第7条の9第1項の規定による事業の施行の認可</p> <p>2 法第7条の15第1項(法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>3 法第7条の16第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可</p> <p>4 法第7条の17第4項の規定による施行者の変動による規約の認可</p> <p>5 法第7条の17第7項の規定による施行者の変動の届出の受理</p> <p>6 法第7条の17第8項の規定による規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告</p> <p>7 法第7条の19第1項の規定による審査委員の選任に係る承認</p> <p>8 法第7条の20第1項の規定による事業の終了の認可</p> <p>9 法第11条第1項又は第2項の規定による組合の設立の認可</p> <p>10 法第11条第3項の規定による事業計画の認可</p> <p>11 法第16条第1項又は第5項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による事業計画の縦覧の手続</p> <p>12 法第16条第2項、第3項又は第5項(法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による事業計画に係る意見書の処理の手続</p> <p>13 法第19条第1項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>14 法第19条第2項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による組合の名称等の公告</p> <p>15 法第27条第4項第3の規定による財産の状況等に係る法令の違反等の報告の受理</p> <p>16 法第27条第8項の規定による事業報告書等の受理</p> <p>17 法第28条第1項及び第2項の規定による組合の理事長の氏名等の届出の受理及び公告</p> <p>18 法第38条第1項の規定による組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可</p> <p>19 法第45条第4項の規定による組合の解散の認可</p> <p>20 法第45条第6項の規定による組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告</p> <p>21 法第49条の規定による決算報告書の承認</p> <p>22 法第50条の2第1項の規定による事業の施行の認可</p> <p>23 法第50条の8第1項(法第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)の規定による再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付</p> <p>24 法第50条の9第1項の規定による規準又は事業計画の変更の認可</p> <p>25 法第50条の12第1項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受の認可</p>	<p>3 札幌市、旭川市、北見市</p> <p>(29及び30に掲げる事務(1)にあっては、北見市に限る。)</p>

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
(80のつづき)	<p>26 法第50条の14第1項の規定による審査委員の選任に係る承認</p> <p>27 法第50条の15第1項の規定による事業の終了の認可</p> <p>28 法第72条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による権利変換計画の認可</p> <p>29 法第98条第2項の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行</p> <p>30 法第98条第3項の規定による義務者等への通知及び補償金の受領の代行</p> <p>31 法第99条の3第3項(法第99条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築者の決定に係る承認</p> <p>32 法第124条第3項の規定による事業の施行の促進のための必要な措置の命令</p> <p>33 法第124条の2第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の命令</p> <p>34 法第124条の2第2項及び第3項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告</p> <p>35 法第125条第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査</p> <p>36 法第125条第3項の規定による組合のした処分の取消し等の命令</p> <p>37 法第125条第4項の規定による組合の設立の認可の取消し</p> <p>38 法第125条第5項の規定による組合の総会、総会の部会又は総代会の招集</p> <p>39 法第125条第6項の規定による組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施</p> <p>40 法第125条第7項の規定による組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し</p> <p>41 法第125条の2第1項又は第2項の規定による事業又は会計の状況の検査</p> <p>42 法第125条の2第3項の規定による再開発会社のした処分の取消し等の命令</p> <p>43 法第125条の2第4項及び第5項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告</p> <p>44 法第133条第1項の規定による管理規約の認可</p> <p>45 政令第4条の2第3項(政令第22条の3において準用する場合を含む。)の規定による審査委員の解任の承認</p> <p>46 政令第18条第2項の規定による解任投票所等の設定及び公告</p> <p>47 省令第39条第2項の規定による公告の内容等の掲示(法第58条第3項及び第4項において準用する法第19条第1項の規定に係るものをして除く。)</p> <p>48 省令第39条第3項の規定による公告の内容の掲示(法第58条第4項において準用する法第19条第1項の規定に係るものをして除く。)</p> <p>49 省令第39条第5項の規定による公告の内容の掲示(法第113条並びに第117条第1項及び第2項の規定に係るものをして除く。)</p>	

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
81 建 [法]	公有地の拡大の推進に関する法律	<p>1 法第4条第1項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理</p> <p>2 法第5条第1項の規定による土地の買取り希望の申出の受理</p> <p>3 法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び協議を行う旨の通知</p> <p>4 法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p>	96   <*21>に掲げる市町

<\*21>

小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、俱知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
82 建 都市緑地法 [法]  都市緑地法施行細則 [規則]	<p>1 法第4条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による協議及び同意(同条第2項第3号口(1)に掲げる事項及び同号口(3)に掲げる事項(地方公共団体が土地の所有者等と締結する管理協定に係るものに限る。)に係るものに限る。)</p> <p>2 法第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における行為の許可</p> <p>3 法第14条第4項の規定による特別緑地保全地区内における行為の通知の受理</p> <p>4 法第14条第5項の規定による特別緑地保全地区内における行為の着手の届出の受理</p> <p>5 法第14条第6項の規定による応急措置として行った行為の届出の受理</p> <p>6 法第14条第7項の規定による助言及び勧告</p> <p>7 法第14条第8項の規定による国等が行う特別緑地保全地区内における行為に係る協議</p> <p>8 法第15条において準用する法第9条第1項の規定による原状回復等の命令</p> <p>9 法第15条において準用する法第9条第2項の規定による原状回復等及び原状回復等を行う旨の公告</p> <p>10 法第19条において準用する法第11条第1項の規定による行為の実施状況等に係る報告の徴収</p> <p>11 法第19条において準用する法第11条第2項の規定による立入検査等</p> <p>12 法第24条第4項(法第28条において準用する場合を含む。)の規定による協議及び同意(地方公共団体が特別緑地保全地区内の土地の所有者等と締結する管理協定に係るものに限る。)</p> <p>13 法第55条第5項の規定による協議及び同意(地方公共団体が特別緑地保全地区内の土地について土地等の所有者と締結する市民緑地契約に係るものに限る。)</p> <p>14 規則第4条第1項の規定による特別緑地保全地区内における行為の完了等の届出の受理</p> <p>15 規則第4条第2項の規定による特別緑地保全地区内における行為の完了等の通知の受理</p> <p>16 規則第5条第1項の規定による住所等の変更の届出の受理</p> <p>17 規則第5条第2項の規定による住所等の変更の通知の受理</p>	2 登別市、北広島市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
83 建 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 [法]  特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 [省令]	<p>1 法第2条第1項の規定による供給計画の認定 2 法第5条第1項の規定による認定計画の変更の認定 3 法第8条の規定による特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収 4 法第9条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認 5 法第10条の規定による認定事業者に対する改善命令 6 法第11条第1項の規定による計画の認定の取消し 7 省令第1条第3号の規定による所得金額の認定 8 省令第4条第2項の規定による賃貸住宅の戸数の特例に係る認定 9 省令第7条第1号、第3号又は第4号の規定による居住の安定を図る必要のある者に係る所得の上限額の設定 10 省令第7条第2号又は第4号の規定による賃貸住宅に入居させる基準の設定 11 省令第7条第3号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の認定 12 省令第9条第2項の規定による公募の方法等の決定 13 省令第11条の規定による入居者の選定の特例に係る基準の設定及び戸数の特例の決定 14 省令第15条第1号の規定による賃貸住宅の管理を行う者の基準の設定 15 省令第16条ただし書の規定による賃貸住宅の管理の期間の特例の設定</p>	3 帯広市、留萌市、稚内市
84 建 高齢者の居住の安定確保に関する法律 [法]  高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 [省令]	<p>1 法第30条第1項の規定による供給計画の認定 2 法第33条第1項の規定による認定計画の変更の認定 3 法第36条第1項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認 4 法第37条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の徴収 5 法第38条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認 6 法第39条の規定による認定事業者に対する改善命令 7 法第40条第1項の規定による計画の認定の取消し 8 省令第1条第3号の規定による所得金額の認定 9 省令第11条第3項の規定による住民票の抄本等の徴収 10 省令第14条第2号の規定による防火上及び避難上支障がない住宅の認定 11 省令第15条ただし書の規定による賃貸住宅の管理の期間の特例の設定 12 省令第16条第2号の規定による入居者と同居させが必要である者の認定 13 省令第18条第2項の規定による公募の方法等の決定 14 省令第20条の規定による入居者の選定の特例に係る基準の設定及び戸数の特例の決定 15 省令第25条の規定による賃貸住宅の管理を行う者の基準の設定 16 省令第34条の規定による所得の基準の特例に係る認定及び額の決定</p>	3 帯広市、留萌市、稚内市

根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
85 建 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 [法]	1 法第12条第1項本文の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理 2 法第12条第2項の規定による特定路外駐車場の変更の届出の受理 3 法第12条第3項の規定による違反を是正するために必要な措置の命令 4 法第53条第2項の規定による報告の徴収又は特定路外駐車場等への立入検査若しくは関係者への質問	95 <*21>に掲げる市町(大空町を除く。)
86 建 不動産登記法 [法]	1 法第116条第1項の規定による登記の嘱託(河川法第9条第5項の規定により札幌市長が管理する一級河川の用に供する国土交通省所管の不動産(札幌市長が取得したものに限る。)に係るもの及び同法第16条の3第1項の規定による河川工事に係る国土交通省所管の不動産(右欄に掲げる市の長が取得したものに限る。)に係るものに限る。)	6 札幌市、函館市、旭川市、帯広市、江別市、千歳市
87 建 北海道空港条例 [条例]  北海道空港条例施行規則 [規則]	1 条例第4条第1項ただし書の規定による空港設備の使用の許可 2 条例第5条第1項の規定による離着陸設備又は格納庫の使用等の届出の受理 3 条例第5条第2項の規定による航空機の停留に係る指示 4 条例第6条の規定による空港設備の使用の許可の申請の受理 5 条例第7条の規定による工作物の設置等の許可の申請の受理 6 条例第7条の2第1項本文の規定による営業の許可の申請の受理 7 条例第8条の規定による使用の停止の命令及び許可の取消し((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。) 8 規則第2条第1項ただし書の規定による空港の運用時間の変更 9 規則第2条第2項の規定による離着陸設備の運用時間外の使用の許可 10 規則第9条第3項の規定による空港使用料の納付の特例承認の申請の受理 11 規則第11条第2項の規定による空港使用料の減免の申請の受理 12 規則第12条の規定による空港への入場の制限 13 規則第13条第1項第2号の規定による立入制限区域内への立入りの許可 14 規則第14条第1項ただし書の規定による車両の使用又は取扱いの許可 15 規則第16条第1項第5号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可 16 規則第16条第1項第6号の規定による裸火の使用の許可 17 規則第16条の2の規定による行為の制止及び退去又は原状回復その他必要な措置の命令	3 奥尻町、礼文町、利尻富士町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
	(87つづき)	18 規則第18条の規定による空港設備の使用状況に係る検査及び空港設備の使用者に対する報告の徴収(1から3までに掲げる事務並びに8、9及び12から17までに掲げる事務に係るものに限る。)	
88 教	社会教育法 [法]	1 法第40条第1項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令	14 函館市、旭川市、北見市、滝川市、登別市、北斗市、八雲町、共和町、上湧別町、白老町、幕別町、厚岸町、弟子屈町、標津町
89 教	文化財保護法 [法]	1 法第43条第1項の規定による現状変更等の許可(文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第3項第1号に規定する現状変更等が一の市の区域内において行われる場合に限る。) 2 法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し(1に掲げる事務に係るものに限る。) 3 法第53条第1項及び第3項の規定による所有者等以外の者による公開の許可(一の市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合に限る。) 4 法第53条第4項の規定による所有者等以外の者による公開の停止の命令又は許可の取消し(3に掲げる事務に係るものに限る。) 5 法第54条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求(1に掲げる事務に係るものに限る。) 6 法第55条第1項の規定による実地調査(1に掲げる事務に係るものに限る。)	2 恵庭市、松前町
90 教	文化財保護法 [法]  埋蔵文化財の発掘 又は遺跡の発見の 届出等に関する規 則 [省令]	1 第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理 2 法第93条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する指示 3 法第96条第1項の規定による遺跡の発見に関する届出の受理 4 法第96条第2項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令 5 法第96条第3項の規定による関係地方公共団体の意見の聴取 6 法第96条第5項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令の期間の延長 7 法第96条第8項の規定による遺跡の保護上必要な指示 8 省令第3条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理	2 函館市、小樽市

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
91 教	<p>文化財保護法 [法]</p> <p>文化財保護法施行令 第5条第4項第1号イからトまで及びに掲げる現状変更等が一の町の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の町の区域内に存する場合並びに同号又に掲げる現状変更等に係る指定区域が一の町の区域内に存する場合に限る。</p>	<p>1 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可</p> <p>2 法第125条第3項において準用する法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>3 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>4 法第131条第1項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置の施行(1に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>3 松前町、厚沢部町、遠軽町</p>

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
92 教	<p>博物館法 [法]</p> <p>博物館法施行規則 [省令]</p> <p>博物館の登録に関する規則 [教育委員会規則]</p>	<p>1 法第10条の規定による博物館登録原簿への登録</p> <p>2 法第12条の規定による博物館の登録をした旨又は登録をしない旨の通知</p> <p>3 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理</p> <p>4 法第13条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録</p> <p>5 法第14条第1項の規定による博物館の登録の取消し</p> <p>6 法第14条第2項の規定による博物館の登録の取消しの通知</p> <p>7 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理</p> <p>8 法第15条第2項の規定による博物館の登録の抹消</p> <p>9 法第27条第1項の規定による私立博物館に対する報告の徴収</p> <p>10 法第27条第2項(法第29条において準用する場合を含む。)の規定による私立博物館又は博物館に相当する施設に対する専門的又は技術的な指導又は助言</p> <p>11 法第29条の規定による博物館に相当する施設の指定</p> <p>12 省令第21条の規定による博物館に相当する施設が省令第19条第1項に規定する要件を欠くに至った旨の報告の受理</p> <p>13 省令第23条の規定による博物館に相当する施設に対する報告の徴収</p> <p>14 省令第24条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し</p> <p>15 教育委員会規則第3条第1項の規定による登録要件の審査の可否の通知</p> <p>16 教育委員会規則第7条の規定による公示</p>	17 函館市、北見市、留萌市、稚内市、滝川市、登別市、恵庭市、北斗市、八雲町、黒松内町、共和町、上湧別町、白老町、幕別町、厚岸町、弟子屈町、標津町

	根拠法令	事務の内容	移譲先市町村等数・市町村等名
93 教	北海道文化財保護 条例 [条例]	<p>1 条例第14条の規定による次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令</p> <p>ア 建造物である道指定有形文化財と一体のものとして当該道指定有形文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為</p> <p>イ 金属、石又は土で作られた道指定有形文化財の型取り</p> <p>2 条例第18条の規定による調査(1ア及びイに掲げる行為に係る条例第14条の規定による許可の申請に係るものに限る。)</p>	6 札幌市、函館市、芦別市、恵庭市、松前町、遠軽町
94 教	北海道文化財保護 条例 [条例]	<p>1 条例第35条の規定による次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令(次に掲げる行為が一市の区域内において行われる場合に限る。)</p> <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却</p> <p>イ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である道指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</p> <p>ウ 工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除去(改修又は除去にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>エ 条例第33条に規定する道指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去</p> <p>オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</p> <p>カ 木竹の伐採(道指定名勝又は道指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)</p> <p>2 条例第36条において準用する条例第18条の規定による調査((1)アからカまでに掲げる行為に係る条例第35条の規定による許可の申請に係るものに限る。)</p>	13 函館市、小樽市、旭川市、帯広市、北見市、夕張市、苫小牧市、稚内市、芦別市、紋別市、根室市、滝川市、北斗市

注1) 政 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例  
環 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例  
保 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例  
経 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例  
農 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例  
水 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例  
建 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例



道のホームページの「北海道の条例・規則」 <http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/> の『第3類 行政通則』—『第8章 職務の範囲』に掲載しています。

注2) 教 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例



道のホームページの「北海道の条例・規則」 <http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/> の『第13類 教育・文化』—『第1章 教育』—『第1節 通則』—『第1款 教育委員会』に掲載しています。